

会計制度改革の成果と課題： この10年を振り返って

ふるいちみね こ
古市峰子

要 旨

本稿は、この約10年におけるわが国の会計制度改革の背景・目的、主な内容およびこの間に設定された新たな会計基準の影響についてレビューするとともに、残された課題および会計制度改革のインプリケーションとして考えられる点について、整理・検討するものである。

具体的には、会計制度改革の主な背景・目的には、(1) 金融ビッグバンに伴う情報開示強化の要請、(2) 会計基準の国際的なハーモナイゼーション/コンバージェンスへの対応、(3) 日本企業を取り巻く社会・経済環境の変化があり、これらに応えるために、主に、(1) 会計基準の整備改善、(2) 会計基準設定プロセスの見直しに伴う民間会計基準設定機関の設立、(3) 監査・統制機能の強化がなされたことを述べる。そのうえで、残された課題について、(1) 会計制度のあり方と、(2) 会計基準の国際的なコンバージェンスという2つのやや総論的な観点から検討し、問題提起を行う。

キーワード：会計制度改革、会計ビッグバン、会計基準の国際的なコンバージェンス、新会計基準の影響、企業会計制度

.....
本稿は、2008年3月4日開催のワークショップ「会計制度改革の成果と課題：この10年を振り返って」における導入論文として作成された。別添の参考資料は、金融研究所の羽淵貴秀が作成した。本稿の作成に当たっては、川村義則教授（早稲田大学）および金融研究所スタッフから多くの有益なコメントをいただいた。ただし、本稿に示されている意見は、筆者個人に属し、日本銀行の公式見解を示すものではない。また、ありうべき誤りはすべて筆者個人に属する。なお、公表に当たり、若干の加筆・修正を行った。

古市峰子 日本銀行金融研究所企画役補佐 (E-mail: mineko.furuichi@boj.or.jp)

1. はじめに

わが国における会計制度改革（いわゆる会計ビッグバン¹⁾）の最初の成果ともいえる「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」が公表されてから、約10年が経過した。この間、わが国会計基準設定機関の新設や、国際会計基準策定の動きの加速化といった環境変化もあった。そこで、約10年を経た現タイミングで、①1997年以降のわが国における会計制度改革（以下、単に「会計制度改革」という）が何を達成しようとしていたのか、②企業行動や経済活動にどのような影響を与えたのか、③何が課題として残されているのか、④どのような教訓を得られたのかを改めてレビューすることとしたい。こうしたレビューは、今後の会計制度改革の方向性を議論していくうえで有益であろう²⁾。

こうした問題意識から、日本銀行金融研究所では、会計制度改革の成果と課題を多角的観点から議論することを目的として、ワークショップを開催することとした。本稿は、その導入論文として、会計制度改革の背景・目的、主な内容および影響についてレビューするとともに、残された課題およびインプリケーションについて議論するうえでの材料を提供することを目的としたものである。具体的には、まず2節で会計制度改革の背景・目的について整理した後、3節において会計制度改革の主な内容について確認する。次いで4節では、会計制度改革の中心と考えられる新会計基準の設定が、資本市場、企業行動等および会計制度に与えた影響について、これまでに文献等で指摘されている点を整理する。そのうえで、5節では残された課題

1 会計ビッグバンとは、一般に、バブル経済崩壊後の1990年代後半から、金融・証券市場のインフラ整備の一環として行われた、わが国の会計制度を大幅に改変する一連の動きを指す（経済産業省企業会計研究会[2005]別添1・1頁参照）。

2 特に、会計制度あるいはより広くディスクロージャー制度が金融・資本市場の重要なインフラの1つであることを踏まえると、こうしたレビューは、国際的な市場間競争がより激化するなかにおいて、わが国金融・資本市場の競争力強化に向けた議論を行ううえで有用であろう。例えば、2007年4月に公表された経済財政諮問会議グローバル化改革専門調査会の金融・資本市場ワーキンググループ第一次報告「真に競争力のある金融・資本市場の確立に向けて」では、世界的な市場間競争が激化するなかでわが国の金融・資本市場（東京市場）は立ち後れており、特に金融ビッグバンの実施以降、規制緩和・自由化という側面では相当の進捗があったものの、それに対応すべき規律という側面では未だ全く問題がないとは断言できない状況にあると指摘されている。そのうえで、同報告は、金融ビッグバンのスローガン「フリー（free）」「フェア（fair）」「グローバル（global）」に、「自由と規律（discipline）」の視点を加えて、真に競争力（competitive）のある金融・資本市場を確立するための改革を一層進めていく必要があるとし、その際の具体的な改革構想の柱として以下の3点を掲げ、会計制度についても①のなかで取り上げている。

- ① 一層の制度整備を進め、東京市場をオープンでアクセスしやすいアジアの共通プラットフォームにする。
- ② プロとしての高い力量をもち、責任を自覚したプレーヤーによるイノベーションを促進し、資産運用力を強化する。
- ③ 規制監督の透明性・予見可能性を向上させ、自由と規律のバランスのとれた市場環境を提供する。

また、2007年12月に金融庁から出された「金融・資本市場競争力強化プラン」も、「我が国金融・資本市場の競争力を強化するためには、①信頼と活力のある市場の構築、②金融サービス業の活力と競争を促すビジネス環境の整備、③より良い規制環境の実現、④市場をめぐる周辺環境の整備が求められており、これらについて総合的な取組みを進めていく必要がある」とし、①の方策の1つとして、会計・開示制度の整備を掲げている。

について、会計制度のあり方をめぐる課題と、会計基準の国際的なコンバージェンスをめぐる課題の2つの観点から検討する。6節では、会計制度改革から得られたインプリケーションについて若干の指摘を行い、本稿を締め括る。

なお、本稿で以下、「会計基準」という場合は、特に断りのない限り、わが国については金融商品取引法（かつての証券取引法）において要求される企業の財務報告に適用される会計基準を指すこととする。

2. 会計制度改革の背景・目的³

会計制度改革の背景・目的としてはさまざまなものが考えられるが、その主要因をあえて大胆に整理すると、①1996年11月に打ち出された「日本版金融ビッグバン」に伴う情報開示強化の要請、②会計基準の国際的なハーモナイゼーション／コンバージェンス⁴への対応、③日本企業を取り巻く社会・経済環境の変化の3点にまとめることができると考えられる。以下、それぞれにつき、やや詳しくみていく。

(1) 「日本版金融ビッグバン」に伴う情報開示強化の要請

1990年代以降、市場経済とりわけ資本市場のボーダーレス化・グローバル化が急速に進展し、国際的な制度間競争・市場間競争が繰り広げられるようになった。これに伴い、わが国の金融・資本市場についても、その競争力強化の必要性が強く意識されるようになった。同時に、国内では1970年代後半以降、「民間部門の貯蓄-投資バランス」が投資超過（資金不足）から大幅な貯蓄超過（資金余剰）に転じたことにより、投資機会の支援ないし資金運用面の機能強化を図るために、金融機能の重心を相対型金融から市場型金融へと移行させる必要性が生じていた。

こうしたなか、1996年10月に経済審議会行動計画委員会金融ワーキング・グループから、金融活性化策の目標として、①幅広い競争の実現、②資産取引の自由化、③規制・監督体制の見直しが提言された。これを受けて同年11月、橋本首相（当時）から大蔵大臣および法務大臣に対して、2001年までにわが国の金融・資本市場をニューヨークやロンドン並みに「フリー（free）」「フェア（fair）」「グローバル（global）」な国際金融市場とするための金融システム改革（いわゆる「日本版金融ビッグバン」）を検討するよう指示が出された。

3 ここでの記述は、主に伊藤 [1998]、日本公認会計士協会 [1998]、経済産業省企業会計研究会 [2005]、池尾 [2006]、中村 [2003]、遠藤 [2006]、多賀谷 [2006]、椛田・由井 [2007] を参照している。

4 会計基準の国際的な調整をめぐる動きに関して、会計制度改革スタート当初は「ハーモナイゼーション (harmonization)」という用語が主に用いられていたのに対し、最近では「コンバージェンス (convergence)」という用語が主に用いられている。主に前者は「調和化」、後者は「収れん」と和訳され、後者は前者を強化したもの（基準間の差異のより一層の縮小を目指すもの）として捉えられている（5節(2)参照）。

ここで「フリーな市場」とは、参入・商品・価格等の自由化によって市場原理が働く自由な市場を、「フェアな市場」とはルール of 明確化・透明化・投資家保護によって透明で信頼できる市場を、「グローバルな市場」とはグローバル化に対応した法制度、会計制度、監督制度の整備によって国際的な時代を先取りする市場をいう。こうした市場を構築するためには企業の実態を的確に表した情報の開示（公開情報）が必要であるとして、そのインフラの1つである会計情報の重要性がより強く認識されるようになった⁵。

(2) 会計基準の国際的なハーモナイゼーション／コンバージェンスへの対応

上述のような金融・資本市場のグローバル化等の急速な進展に伴い、国際的な財務諸表の比較可能性の向上（共通尺度の必要性）や、複数の財務諸表作成に伴うコスト増への対応等から、各国間で異なる会計基準の相互承認ないし統一化に対する要求が世界的に高まった。

こうしたなか、国際会計基準委員会（IASC）によって、世界中で容認されることを目指した「国際会計基準」（IAS）の策定作業が進められていた。もっとも、IASCは、日本を含む先進9カ国の会計士団体によって設立された民間の団体であり、その策定するIASは加盟国に対して強制力を有するものではなかった。しかし、1995年7月に、各国の証券市場の監督機関団体である証券監督者国際機構（IOSCO）がIAS支持の可能性を表明したことにより⁶、IASの国際的地位が急速に高まった。他方、各国は、前述のような国際的な制度間・市場間競争のなかで自国の制度を国際的に遜色のないものとするため、会計制度についてもその国際的調整に取り組まざるをえない状態にあった。そうしたニーズともあいまって、IASおよび世界第1位の資本市

5 例えば池尾 [2006] 14 頁は、「金融商品は将来あらかじめ定められた条件に応じて所得を引き渡すという『約束』を表章したものにほかならず、それに素材的な価値はない」としたうえで、「そうした商品を安心して取引できるためには、当該約束がどの程度確からしいものかを取引に先立って確認でき、約定時点を迎えたときには約束の履行が（ほぼ）確保されるという保証がなければならない」としている。そして、こうした「事前の情報獲得」と「事後の履行確保」を市場型金融において可能とするためには、事前の情報獲得を支援する情報開示制度および事後の履行確保を担保するコーポレート・ガバナンスの仕組みが不可欠になると指摘している。

また中村 [2003] 5～6 頁は、「とりわけ競争的で公正であるべき資本市場では、資金をやり取りする市場参加者は明確なルールのもとで自己の責任において適切に判断し自由に行動することが求められるが、そのために判断のもとになる正確な情報が市場参加者によって広く共有されなければならない。ここに情報公開とりわけ企業内容の十分な開示が求められることになったのである。ところで、それまでの会計制度は基本的には上記の日本型経済システムを前提に構築されていたから、企業内容の開示といっても主に限られた範囲の利害関係者を想定したもので、広く市場参加者全体を対象とするものではなかった。つまりそれまでの会計制度は、効率的で公正な資本市場であるべき企業内容の開示という点からすれば質量ともに満足できるものでなかったということである。そこで資本市場が有効に作動するためのインフラの一環として会計制度全体の見直しが必要とされたのである」としている。

6 具体的には、IASC がコアとなる 40 の会計基準（コア・スタンダード）を包括的に作成した場合には、海外企業による自国市場での資金調達に当たり IAS による財務諸表を承認するように IOSCO の加盟各国の証券監督者に勧告することが可能となることが表明された。

場を有し企業会計の先進国といわれていた米国の会計基準を中心に、会計基準の国際的なハーモナイゼーション／コンバージェンスに向けた議論が活発化し、わが国においても、主に IAS との整合性を視野に入れた会計基準の見直しが課題となった。

(3) 日本企業を取り巻く社会・経済環境の変化

こうした日本版金融ビッグバンおよび会計基準の国際的なハーモナイゼーション／コンバージェンスの動きと前後して、企業を取り巻く社会・経済環境には、例えば次のような変化が生じていた。

- ① 日本経済の高成長から低成長への移行やバブル経済崩壊後の資産価格の低迷等に伴う含み益経営の行き詰まり
- ② デリバティブの発達（金融技術革新）による財務リスク管理実務の変化
- ③ 企業再編の加速・多様化
- ④ 無形資産をキャッシュ・フロー獲得の主たる源泉とした企業の増加（いわゆる経済のソフト化）

こうした社会・経済環境の変化が、3節（1）で詳述するように、当時の日本の会計基準と企業の財務状態や取引実態の適切な開示との乖離を拡大させ、会計情報に対する不信感の高まりをもたらしていた⁷。そこで、新たな社会・経済環境のもとで企業の財務状態等を適切に反映した会計情報を提供しうる会計基準の整備改善が求められた。

3. 会計制度改革の主な内容

以上のような状況を背景として、1997年以降、会計基準の国際的調和化の動きを踏まえつつ、新たな社会・経済環境のもとで企業の財務状態や取引実態を適切に反映した会計情報を提供すべく、いわゆる会計制度改革が進められた。その主な内容は、①会計基準の整備改善、②民間会計基準設定機関の設立、③監査・統制機能の強化にまとめることができると考えられる。

7 こうした不信感から、1999年3月決算期以降、日本企業が日本基準に準拠した英文財務諸表を作成・公表した際、当該財務諸表に対する監査報告書において、準拠している会計基準や監査基準が国際的に認められているものとは異なっているという警句（**legend**）を付すことが、米国の大手監査法人（当時のビッグ5）により要請された（いわゆる「レジェンド問題」の発生）。当該警句は、海外向けに公表される日本基準の英文財務諸表において適用されている会計基準および監査基準が、海外の利用者が通常利用している会計基準および監査基準とは異なることをより明示的にわかりやすくするためのものであったが、日本の基準が海外の（より具体的には米国や IASC の）基準に比べて後れていることを意味するものとして捉えられる傾向が強かった。なお、当該警句は、2004年3月期以降、原則として監査報告書上に掲載しない扱いとされている。もっとも、会計方針の注記として記載されていることから、本問題が終結したとはいえないとの見方（遠藤 [2006] 179 頁）もある。

(1) 会計基準の整備改善

イ. 従来指摘されていた問題点

会計制度改革以前、日本の会計基準には、例えば次のような問題が生じていた⁸。

第1に、日本経済の後退やバブル経済崩壊後の資産価格の低迷等により、企業を含み益経営が行き詰まり、企業によっては有価証券や貸付金、有形固定資産を中心に多額の含み損や引当不足を抱えていた。しかしながら、これらの資産に関する当時の会計基準は取得原価評価を基本としていたため、含み損益の多寡が貸借対照表上反映されず、利益操作（特に損失の先送り）の余地が大きいといわれていた⁹。この間、IASや米国会計基準では、金融商品の一部に時価会計が導入されたり、有形固定資産について減損会計が導入されていた。そこで、わが国においても、これら資産について時価会計や減損会計を適用し、貸借対照表日時点における時価ないし将来キャッシュ・フローの現在価値およびそれらの変動額を、財務諸表上適切に表示すべきとの要請が強まった¹⁰。

第2に、個別財務諸表が中心で連結財務諸表はそれを補完するものと位置づけら

8 詳細は別添の参考資料「会計制度改革が企業行動・経済活動に与えた影響等」を参照。

9 当時の会計基準においても、金融債権を回収可能見込額で評価すべきとされていたこと、有価証券や棚卸資産については低価基準の選択適用が認められていたこと、強制評価減や強制低価法の適用が定められていたことなどから、原価評価を中心としつつも、必要な場合には資産の帳簿価額を時価と照らし合わせる仕組みが設けられていた。しかし、バブル崩壊後の時期にはこうした仕組みがうまく機能しなかったために、企業会計に対する不信感がこれまでになく高まってしまったとの指摘がある（例えば田中建二 [2007] 2~3 頁参照）。

10 こうした時価ないし将来キャッシュ・フローの現在価値の提供は、企業の財務状態や取引実態に関する適切な情報の提供につながるほか、投資家による企業間の比較可能性や、企業の積極的なリスク管理および業績評価・管理にも資すると考えられていた。

ちなみに、IASCが1997年3月に公表したディスカッション・ペーパー「金融資産および金融負債の会計」では、すべての金融商品を公正価値（ここでは差し当たり時価と同義で用いる）で測定し、かつその評価損益を当期利益に反映させることの利点について、次のように述べられていた（以下、坂本 [1997] 30 頁より引用）。

- ① 予測可能性：金融商品の公正価値は他の価値に比べて、その将来のキャッシュ・フロー予測のためのすぐれた基礎を示す。すなわち、公正価値はキャッシュ・フローに関するすべての知れた情報が市場に組み込まれて、将来の見積キャッシュ・フローの市場における評価を反映しているからである。
- ② 比較可能性：すべての金融商品の、ある時点における公正価値は完全に比較可能である。すなわち、それは予想されるキャッシュ・フローの市場が決める現在価値を反映するからである。
- ③ 積極的なリスク管理との整合性：会社は、例えば金利のように、価格変動から生ずる損失に対する過度なエクスポージャーを回避するために、金融リスクを積極的に管理する必要性を大いに認識している。ところが、金融資産や負債の取得原価による評価は経営者のリスク管理に関わる意思決定にはほとんど役に立たない。もし、取得原価よりむしろ公正価値が内部の経営管理目的に役立っているのならば、そのことは同様にリスクに対してポートフォリオを管理する投資家にとっても同じくらい適切であるにちがいない。
- ④ オフ・バランス項目の価値評価：オフ・バランスのデリバティブは取得原価主義会計のもとでは、しばしばゼロであるが、時価会計のもとでは、現在の価値が貸借対照表に表示される。
- ⑤ 業績評価および管理：公正価値は期末日までに起こったすべての経済事象を反映しているので、取得原価による評価に比べて、より良い業績評価および管理のための測定手段を与える。時価会計は、金融商品を保有する経営者の意思決定の結果を報告するものである。

れていたため、連結情報が限られており、企業グループ全体の財務状態を投資家が適切に把握することが困難であった。また、連結の範囲が持株基準といった形式的基準のみに基づいていたことなどから、子会社・関連会社を利用した会計操作（具体的には恣意的な連結外しや損失飛ばし）の余地が大きいとされていた。この間、IASや米国会計基準では、連結中心の財務報告がなされていた。そこで、わが国においても、子会社・関連会社を利用した会計操作を防止し、企業グループ全体の財務状態を投資家が適切に把握しやすくするために、連結範囲を見直すとともに連結情報を拡充すべきとの議論が高まった。

第3に、デリバティブは、当初、主に貸借対照表での資産・負債の認識回避手段として利用されていたが、次第に金利や為替等の突然の変動から生ずる損失を被るリスクに過度にさらされないようにするためのリスク管理手段としてより積極的に活用されるようになった。そうしたリスク管理は原価ではなく時価ベースで行われる一方、会計では基本的に取得原価主義がとられていた。そのため、企業のリスク管理の実態と会計処理との間に乖離が拡大し、企業の適切なリスク管理を阻害する一因となっているとの指摘がなされた。この間、IASや米国会計基準では、デリバティブについて時価会計やヘッジ会計が導入されていた。そこで、わが国においても、デリバティブ等を活用したリスク管理の実態を適切に反映しうる会計基準を整備すること、とりわけデリバティブやトレーディング目的で保有する金融資産への時価会計の導入に対する要請が、トレーディング業務を活発に行う金融機関を中心に高まった¹¹。

第4に、金利の低下等により企業年金の財政状況が悪化し、多額の年金債務が企業の財務状態や業績を圧迫する要因となりうるとの議論が活発化した。その一方で、企業年金資産の運用規制緩和や確定拠出型年金の導入等により、企業年金を利用した資産運用ビジネスの拡大も期待されていた。こうした状況下では、企業年金の動向が投資情報や経営管理情報として極めて重要であるにもかかわらず、企業年金の

11 こうした要請を受けて、1996年6月には、銀行法および証券取引法の改正により、金融機関の「特定取引勘定」に時価会計が導入された（田中建二〔1998〕37頁参照）。なお、田中建二〔1998〕37～38頁は、金融制度調査会や証券取引審議会の報告書等を基に、当時、金融商品に時価評価が導入されていないことによる問題点を、次のように整理している。

- ① 現物取引がデリバティブ取引によりヘッジされている場合においても、現物取引とデリバティブ取引の損益認識時期がずれることにより、一方の損益のみが実現すること等、トレーディング業務の実態を財務諸表に適切に反映することができず、投資家に十分な情報が提供できない。
- ② 期末時点で評価損が発生していても決済時点まではこれが表面化しないため経営の健全性の観点から問題があり、また期末時点で評価益が出ている取引のみを決済して計上するなどの利益操作の余地がある。
- ③ 内部のリスク管理上、自己のトレーディング・ポジションを時価ベースで把握しているのに対して、外部報告用の会計処理は原価・決済ベースで行われているため、二重のコストがかかるだけでなく、健全なリスク管理の発展を阻害するおそれがある。
- ④ トレーディング目的で保有する金融商品を時価評価し、その評価損益を当期の損益として計上している欧米諸国と比較して、時価評価が導入されない日本の金融機関や市場の国際的競争力が損なわれるおそれ強い。

財政状況に関する情報（特に企業が将来負担するであろう年金債務や年金資産の積立不足に関する情報）が企業の財務諸表上、十分に提供されていなかった。また、退職一時金と企業年金、さらに内部積立と外部積立とで別々の会計処理が行われていたため、退職給付制度の異なる企業間での比較も困難であった。この間、IAS や米国会計基準では、従業員による労働の提供に伴い企業には年金債務が発生するという考えのもと、企業が負担するであろう年金債務から年金資産を控除した額を貸借対照表上、負債計上することが求められていた。そこで、わが国においても、企業年金に関する企業の財務情報、特に「隠れ債務」として懸念が強まっていた企業の年金債務に関する情報を、企業間比較の可能なかたちで提供しうる会計基準の整備が求められるようになった。

第5に、発生主義会計のもとで算出される損益と資金繰り（キャッシュ・フロー）との差異から、利益は出ているものの資金繰りが悪化している企業がみられたほか、当時の資金収支表では「資金」の範囲を幅広く定めていたため、企業活動に伴う資金の流れ（キャッシュ・フロー）の実態がわかりにくく、経営者の恣意性が介在する余地も大きかった。この間、IAS や米国会計基準では、貸借対照表と損益計算書に加えてキャッシュ・フロー計算書の作成が求められており、これによって、キャッシュ・フローに関する情報が、営業、財務、投資の3つに区分されて表示されていた。そこで、わが国においても、企業の資金繰り情報を改善し、発生主義会計では提供されない情報を補完するために、客観性が高いとされるキャッシュ・フロー情報¹²に対するニーズが高まった。

第6に、わが国では、いわゆるトライアングル体制¹³のもと、税務上の課税所得計算と企業会計上の税引後当期純利益の計算が密接に結びついていたため、税引後の利益で測ったその期の業績が税制によって歪められかねないという問題や、自己資本が過少評価されてしまうという問題が指摘されていた。この間、IAS や米国会計基準では、税効果会計¹⁴の適用が原則であったのに対して、わが国会計基準では連結財務諸表における選択的適用に過ぎなかった。そこで、企業会計における情報提供機能がより重視されるにつれて、それを阻害するおそれのある税制（税務会計）と企業会計との結びつきを弱めるべく、わが国においても税効果会計を原則適用とすることが求められるようになった。

12 例えば、発生主義会計のもとで算出される利益（会計利益）には「会計発生高（accruals）」が含まれ、会計発生高には会計方針の選択・変更を通じて経営者の意図が介入するのに対して、キャッシュ・フローにはそのようなバイアスが含まれない点で客観性があるとの見方がある。

13 「トライアングル体制」とは、商法、証券取引法、法人税法の3つの法律に基づく会計制度が、それぞれ相互に密接に結びついている状態にあることをいい、わが国会計制度の特徴と考えられてきた（例えば日本公認会計士協会 [1998] 11～12 頁参照）。もっとも、商法会計（商法に基づく会社の計算）と企業会計との間、および、商法会計と税務会計（法人税法に基づく課税所得計算）との間には一定の関係が認められるものの、企業会計と税務会計の間には、もともと直接的な関係はない、あるいは関係はあっても限定的であるとの見方も強いようである（例えば、中里 [2000]、鈴木一水 [2005]、原 [2006]、弥永 [2006] 参照）。

14 税効果会計とは、企業会計上の収益・費用と課税所得計算上の益金・損益との認識時点が異なる場合に、法人税等の税費用を会計上の利益（税引前利益）に合わせて期間配分（再配分）することをいう。

第7に、上述のような日本経済の後退に伴う企業経営の悪化等を背景として、企業再編の加速・多様化に対するニーズが高まり、関連法制の整備や日本版金融ビッグバンによる規制緩和（持株会社の解禁等）がこれを後押しした。これに伴い、実務上あいまいな点が多かった企業再編時の会計処理の明確化が要請されるようになった。

第8に、「日本版金融ビッグバン」等に伴う法整備（特に、2001年以降の商法改正および2005年に成立した会社法によってなされた資本金・準備金制度の見直し、自己株式の取得・保有に関する規制緩和、種類株式の多様化、新株予約権制度の導入等）や会計基準の国際的な調整が進むにつれ、それらに対応した会計基準の設定・改訂が必要となった。

ロ. 主な新会計基準の内容および特徴

こうした当時の会計基準の問題点およびその整備改善に対する市場等の要請に応えるべく、1997年以降、主に下表のような会計基準が新たに設定された¹⁵。

表 1997～2007年に設定された主な会計基準

名称	公表日	適用時期 ¹⁾	主な内容
「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」	97年6月	00年3月期 (99年3月期から一部適用)	<ul style="list-style-type: none"> ・連結財務諸表中心の開示制度（連結情報の拡充） ・連結範囲の確定における「支配力基準」の導入 ・連結キャッシュ・フロー計算書の導入 ・中間連結財務諸表の導入
「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」	98年3月	00年3月期	<ul style="list-style-type: none"> ・連結ベースの期中のキャッシュ・フローを、営業活動、投資活動、財務活動の3つに区分して開示
「研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書」	98年3月	00年3月期	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発費の範囲の明確化 ・研究開発費の発生時における費用処理 ・ソフトウェア制作費の会計処理の整備
「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」	98年6月	02年3月期 (01年3月期から原則適用)	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員に将来支給する退職一時金・年金給付債務（退職給付債務）の現在価値から年金資産の公正価値を控除した額を、退職給付引当金として負債計上 ・退職給付見積額を積立方法・給付形態を問わず、統一的に処理 ・過去勤務債務および数理計算上の差異の規則的な費用償却
「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」	98年10月	00年3月期	<ul style="list-style-type: none"> ・会計上の収益費用と法人税法上の益金損金の認識のタイミングのずれによる差異の調整（当該差異を繰延税金資産／負債として計上したうえで適切に期間配分）

備考：1) 簡略化のため、本表でいう「適用時期」とは、特に断りのない限り、事業年度の財務報告について強制的に適用される時期を指すこととし、早期適用の可否、中間会計期間あるいは四半期開示への適用時期、例外措置等については、原則として省略する。

15 本表は、須田 [2004a] 211～222 頁、遠藤 [2006] 160 頁等を参考に作成した。表中、2002年までの「意見書」は企業会計審議会から、2003年以降の「会計基準」は企業会計基準委員会（ASBJ）から、それぞれ公表されたものである。なお、公表後に一部改正がなされている基準もあるが、改正日の表記は省略する。

表 1997～2007年に設定された主な会計基準（続き）

名称	公表日	適用時期	主な内容
「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」	99年1月	01年3月期 (その他有価証券への強制適用は02年3月期から)	<ul style="list-style-type: none"> ・デリバティブから生じる債権債務への時価会計の導入 ・有価証券を保有目的別に①売買目的、②満期保有目的、③子会社・関連会社株式、④その他有価証券に区分し、一部に時価会計を導入(①は時価、②は取得原価または償却原価、③は取得原価、④は時価(ただし評価差額は資本に直接計上)) ・ヘッジ会計の導入 ・財務構成要素アプローチに基づく金融資産／負債の認識・認識要件の設定 ・複合金融商品に関する会計処理の提示 ・開示項目の整備
「外貨建取引等会計処理基準の改定に関する意見書」	99年10月	01年3月期	<ul style="list-style-type: none"> ・貨幣性項目は、短期・長期を区分せずに、決算日レートにより換算 ・為替換算調整勘定の資本の部への計上 ・在外子会社等の全貸借対照表項目の決算日レートによる換算を認容
「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」	02年8月	06年3月期 (04年3月期から任意適用)	<ul style="list-style-type: none"> ・収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった事業用固定資産の簿価を減額し、減損損失を認識
「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」	03年10月	07年3月期	<ul style="list-style-type: none"> ・企業再編に係る会計基準を明確化 ・企業結合におけるパーチェス法の原則適用 ・のれんはB/Sに計上し、20年以内で規則的に償却
企業会計基準第1号 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」	02年2月	03年3月期	<ul style="list-style-type: none"> ・商法改正を受けた自己株式、準備金の取り崩し等に関する会計処理の全面的な見直し
企業会計基準第2号 「1株当たり当期純利益に関する会計基準」	02年9月	03年3月期	<ul style="list-style-type: none"> ・商法改正を契機に、開示項目である「1株当たりの当期純利益」および「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」の算定方法を設定
企業会計基準第4号 「役員賞与に関する会計基準」	05年11月	06年5月期 ²⁾	<ul style="list-style-type: none"> ・役員賞与の会計処理を、役員報酬の場合にあわせて、発生した期に費用として認識
企業会計基準第5号 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」	05年12月	06年5月期 ²⁾	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表の「資本の部」を「純資産の部」とし、そのなかを株主資本と株主資本以外の各項目に区分 ・株主資本は、資本金、資本剰余金および利益剰余金に区分 ・株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等、新株予約権、少数株主持分(連結貸借対照表に限定)に区分
企業会計基準第6号 「株主資本等変動計算書に関する会計基準」	05年12月	06年5月期 ²⁾	<ul style="list-style-type: none"> ・会社法上、株主資本等変動計算書の作成が要求されるようになったことを受けて、その作成方法を提示

備考：2) より正確には、会社法の施行日（2006年5月1日）以後終了する事業年度。

表 1997～2007年に設定された主な会計基準（続き）

名称	公表日	適用時期	主な内容
企業会計基準第7号 「事業分離等に関する会計基準」	05年12月	09年3月期	・「企業結合に係る会計基準」では扱われていない会社分割や事業譲渡等における分離元企業の会計処理や、合併、株式交換等の企業結合における結合当事企業の株主に係る会計処理を明確化
企業会計基準第8号 「ストック・オプション等に関する会計基準」	05年12月	06年5月1日以後付与されるストック・オプション	・ストック・オプションを付与し、これに応じて企業が従業員等から取得するサービスは、その取得に応じて費用計上し、対応する金額を、ストック・オプションの権利確定日まで貸借対照表の純資産の部に新株予約権として計上 ・権利確定日後、新株発行により対応した場合、自己株式処分により対応した場合、権利不行使により失効した場合の各会計処理を提示
企業会計基準第9号 「棚卸資産の評価に関する会計基準」	06年7月	09年3月期	・棚卸資産の評価方法を低価法に一本化 ・トレーディング目的で保有する棚卸資産への時価会計の適用
企業会計基準第10号 「金融商品に関する会計基準」	06年8月	06年8月期 ³⁾	・「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」以降の諸制度・基準の変更等を踏まえた改訂 ・社債を含む金銭債務の貸借対照表価額として償却原価法を適用 ・その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、新株予約権を純資産の部に表示 ・新株予約権付社債に関する会計処理の提示
企業会計基準第11号 「関連当事者の開示に関する会計基準」	06年10月	09年3月期	・関係当事者の範囲の拡張・明確化 ・開示すべき関係当事者との取引の範囲・内容の拡張
企業会計基準第12号 「四半期財務諸表に関する会計基準」	07年3月	09年3月期	・金融商品取引法上、四半期報告制度が導入されたことを受けて、その作成方法を提示
企業会計基準第13号 「リース取引に関する会計基準」	07年3月	09年3月期	・所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を廃止
企業会計基準第15号 「工事契約に関する会計基準」	07年12月	10年3月期	・長期請負契約に関する収益計上について、工事進行基準と工事完成基準の選択適用を廃止し、それぞれが適用される場合を明確化

備考：3) より正確には、本基準の公表日（2006年8月11日）以後終了する事業年度。

これらの新たな会計基準（以下、「新会計基準」という）は、総じてみると、諸制度の改革や会計基準の国際的な調整といった外部環境の変化に対応しながら、会計情報ないし財務報告の目的として、投資家および債権者の意思決定に有用な情報の提供という側面を重視している。そして、そうした目的を達成するために、開示情報を拡充するとともに、将来キャッシュ・フローをもたらす可能性のある経済的資源・義務については資産・負債として貸借対照表上、認識すべきという「資産負債ア

アプローチ¹⁶を重視し、評価基準として時価評価、減損会計あるいは低価法の適用を拡大・強化することで、将来キャッシュ・フローに関する情報を財務諸表上、適切に反映させることを意図するところに特徴があると考えられる¹⁷。また、従来は実務慣行や企業の裁量に委ねられていた会計処理についても会計基準による画一化・明確化が図られることによって、会計基準が詳細さを増した点も、この間の特徴として指摘することができると考えられる。

(2) 民間会計基準設定機関の設立

会計制度改革がスタートした当時、日本の会計基準は、大蔵省（現在では金融庁）設置の諮問機関である企業会計審議会が、随時、意見書や報告書等のかたちで作成していた。また、これらの意見書等を受けて、日本公認会計士協会が実務指針や研究報告等を作成するということが行われていた。しかしながら、こうした非常勤のメンバーで構成された非常設の機関では、会計制度改革のもとで要請される新たな会計基準の設定・改訂に迅速に対応することが難しくなった。また、会計基準の重要性が高まるなかで、その策定プロセスにおける透明性の確保および幅広い利害関係者からの意見聴取が極めて重要との認識が強まった。

他方、例えば米国や英国、さらには IAS については、常勤のメンバーによって構成された常設かつ民間の独立した会計基準設定機関が存在し、それが透明性の高いプロセス（いわゆるデュー・プロセス）に則って会計基準を策定しており、そのことが目的適合性、信頼性、中立性、比較可能性等の点ですぐれた会計基準の機動的な策定を可能にしているとの評価がなされていた。

こうしたなか、1999年12月、IASCの戦略作業部会から、IOSCOによるIAS支持表明後のIASCの活動のあり方を検討した最終報告書「IASCの将来像に向けた提言」が公表され、今後は、各国基準設定主体との連携を強化し、IASと各国基準との

16 資産負債アプローチとは、端的には、まず資産と負債を定義し、そこから利益ないしは収益・費用を定義する考え方をいう。これに対して、収益および費用ならびにそれらの「関連」ないし「対応」の定義に依存して利益の定義を導くアプローチは、「収益費用アプローチ」と呼ばれている。また、資産負債アプローチの具体的な適用方法としては、少なくとも、①資産と負債の認識・測定に基づいて利益を認識・測定する考え方（すなわち、資産負債アプローチを認識から測定レベルにまですべて適用する）と、②資産と負債から利益ないし収益・費用を定義するものの、それだけでは利益の概念は必ずしも決まらないとする考え方（すなわち、認識レベルでは資産負債アプローチを適用するが、測定レベルはそれだけでは決まらず、別に検討する）の2つがあるとされている（例えば、2007年9月開催の日本会計研究学会第66回大会統一論題「わが国財務会計思考の再検討」における円卓討論の模様〈雑誌『会計』第173巻第1号、2008年所収〉152～153頁参照）。近年、国際会計基準、米国会計基準および日本基準のいずれにおいても、資産負債アプローチを重視した基準設定がなされているといわれているが、例えば、わが国の現行基準では②の立場がとられているのに対して、国際会計基準では①の立場がとられる傾向にあるといわれている。

17 こうした時価評価等の拡大・強化は、キャッシュ・フロー計算書の導入とともに、会計処理選択における経営者の裁量性を縮小させる面がある一方で、将来キャッシュ・フローの算定や割引率の選択等における見積り要素の介入を通じ、経営者による裁量性の拡大およびそれに伴う会計情報の信頼性の低下につながる面もあることが指摘されている。

コンバージェンスを目指すことが提案された。これを受けて、2001年7月、IASCはより強力な基準開発能力を備えるべく組織改革を行い、国際会計基準審議会（IASB）が設立された。こうした動きも踏まえ、わが国でもデュー・プロセスに則った機動的な会計基準の設定を可能とすべく、2001年7月、常設かつ民間の機関として財団法人財務会計基準機構が設立され、そのなかの1つの組織として企業会計基準委員会（ASBJ）が設置された。こうして、わが国の会計基準設定は、従来の行政主導型から民間主導型へと移行することとなった¹⁸。

(3) 監査・統制機能の強化

会計制度改革による会計基準の整備改善に対応するかたちで、2002年1月、企業会計審議会から「監査基準の改訂に関する意見書」が公表され、①不正発見の姿勢の強化、②継続企業（ゴーイング・コンサーン）の前提への対処¹⁹、③リスク・アプローチの徹底²⁰、④新たな会計基準等への対応および監査報告書の充実を主な目的とした監査基準の改訂が行われた。これにより、監査人に対して監査における実質的判断が要請されるようになったとされている。こうした改訂の背景として、①1991年の監査基準の改訂から10年余が経過しており、わが国企業の活動の複雑化や資本市場の国際的な一体化を背景に、公認会計士監査の質の向上に対する要求が国際的にも高まっていること、②最近、経営が破綻した企業のなかには、直前の決算において公認会計士の適正意見が付されていたにもかかわらず、破綻後には大幅な債務超過となっているものや、破綻に至るまで経営者が不正を行っていたとされるものがあり、公認会計士監査が有効に機能していたのかなどの厳しい指摘や批判がなされていることが挙げられている（「監査基準の改訂に関する意見書」一1）。

18 例えば齋藤 [2007] 15 頁は、「企業会計基準委員会（ASBJ）が設立された 2001 年は、単に IASB が組織されたというだけでなく、日本がそうした局面にさしかかった時期に相当する。行政が主導する従来の体制は役割を終え、市場関係者が自ら組織した基準設定主体が、市場のニーズを汲み上げて会計基準を開発するとともに、グローバル化に伴う基準の国際的なコンバージェンスを図っていくという方針が、新しい仕組みを生み出すことになったのである。それは、会計基準が証券取引法、商法、法人税法の緊密なリンクのなかに組み込まれてきたこの国にあって、民間の機関がそれを実質的に決めて公的規制の一翼を担うという画期的な社会実験の始まりでもあった」と述べている。

19 例えば、債務超過、重要な債務の不履行、継続的な営業損失の発生等、企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を抱かせる事象が存在する場合には、経営者がその内容や経営計画等を財務諸表注記により開示することとし、監査人が適切な開示が行われているか否かを検討することが義務づけられた。

20 リスク・アプローチとは、監査人は、監査対象に重要な虚偽表示が含まれている可能性があることを前提とし、そのリスクを評価したうえで、仮にそのリスクが高いとすれば当該項目を重点的に監査するというアプローチをいう。虚偽表示の可能性が高い事項に重点的に監査資源を充てることで効果的かつ効率的な監査を実施することができるという理由で、国際的に普及している監査手法といわれている（山浦 [2002] 29 頁参照）。わが国でも、この手法は 1991 年の監査基準の改訂で導入されたものの、その仕組みが基準上、明確に示されておらず、実務への浸透が十分でなかったため、その実施を徹底するために、2002 年の監査基準の改訂において概念の明確化・国際化が図られた。

また、2001年12月の米国エンロン社破綻を契機に、会計情報（財務報告）の有用性を確保するためには、会計基準の整備等を通じてその質や量の改善を図ることのみならず、会計情報に対する外部監査や企業の内部統制機能を強化することが不可欠であるとの認識が世界的に強まった。これを受けて、わが国でも、2003年5月、公認会計士法が約60年ぶりに全面改正され（2004年4月施行）²¹、金融庁のもとに「公認会計士・監査審査会」が設置されるなど、監査業務の品質チェックが強化された。

さらに、財務報告の信頼性を確保するうえでは、その作成プロセスにおいて虚偽や不正が生じないこと、すなわち、企業内の財務報告プロセスにおいて適切な内部統制が整備・運用されていることも不可欠であるとの認識が強まり、企業の内部統制強化に向けた制度改革が進められた。具体的には、2003年3月、企業内容等の開示に関する内閣府令が改正され、有価証券報告書等において、内部統制システムの整備状況等を含む「コーポレート・ガバナンスに関する情報」の開示が要求されるようになった。それと同時に、任意の制度であるが、経営者による有価証券報告書の適正性に関する確認書の提出が導入された。さらに、2005年には企業会計審議会監査部会から「監査基準の改訂に関する意見書」が出され、「監査人は、監査の実施において、内部統制を含む、企業および企業環境を理解し、これに内在する事業上のリスク等が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす可能性を考慮しなければならない」等の規定が監査基準に新設された。そして、2006年6月に証券取引法の改正により成立した金融商品取引法において、上記経営者による確認書の提出が義務づけられたほか、経営者は財務報告に関する内部統制の有効性を評価し、内部統制報告書を作成すること、当該報告書の内容につき外部監査人の監査証明を受けることが義務づけられた²²。

加えて、企業活動の多様化・複雑化・国際化や監査業務の複雑化・高度化がさらに進展する一方、公認会計士監査をめぐる不祥事が国内でも相次いだことなどを踏

21 主な改正内容は、以下のとおり。なお、詳細については、例えば井上俊剛 [2003] を参照。

- ① 公認会計士の使命・職責の明確化
- ② 公認会計士等の独立性の強化
 - － 監査証明業務と一定の非監査証明業務の同時提供の禁止
 - － 継続的監査の制限（ローテーションの義務づけ）
 - － 公認会計士または監査法人の関与社員の関与先への就職制限および関与社員の再就職先に対する監査証明業務の制限
 - － 公認会計士の共同監査の原則的義務づけ
- ③ 公認会計士等に対する監視・監督体制の充実・強化
 - － 公認会計士協会による「品質管理レビュー」のモニタリング制度の導入
 - － 監査法人の内部管理体制等に対する行政による検査
- ④ 監査法人制度の見直し
 - － 設立における許可制から届出制への変更（事前監視から事後監視への重点移行）
 - － 指定社員制度の導入
- ⑤ 公認会計士協会に対する監督権限の見直し
- ⑥ 公認会計士試験制度の見直し

22 以上を含め、内部統制に関する詳細については、例えば町田 [2007] を参照。

まえ、2007年6月、公認会計士監査のさらなる充実・強化を目的として、公認会計士法等の一部改正が行われた。これにより、①監査法人等における品質管理・ガバナンス・ディスクロージャーの強化、②監査人の独立性と地位の強化、③監査法人等に対する監督・責任の見直しなどの措置が講じられた²³。

4. 新会計基準の影響

すでに多くの文献で指摘されているように、会計制度改革が資本市場や企業行動等に与えた影響を、他の事象からの影響を排除するかたちで把握・分析することは容易ではない。本節では、こうした点に留意しつつも、会計制度改革の中心と考えられる新会計基準の設定が、わが国の資本市場、企業行動等および会計制度に与えた影響について、既存の文献や報道等で指摘されている点を整理する²⁴。

23 主な改正内容は、以下のとおり。なお、詳細については、例えば大来〔2007〕を参照。

- ① 監査法人等の品質管理、ガバナンスおよびディスクロージャーの強化
 - －業務管理体制の整備の徹底
 - －監査法人の社員資格の公認会計士でない者への拡大
 - －監査法人等による情報開示の義務づけ
- ② 監査人の独立性と地位の強化
 - －監査人の独立性に関する規定の整備
 - －就職制限の範囲の拡大
- ③ 監査法人等に対する監督や監査法人等の責任のあり方の見直し
 - －行政処分の多様化
 - －課徴金納付命令の創設
 - －有限責任組織形態の監査法人制度の創設
 - －報告徴収・立入り検査権限の公認会計士・監査審査会への委任範囲の見直し
 - －外国監査法人等の届出制度等の整備

24 会計基準ごとの影響を含め、詳細は別添の参考資料「会計制度改革が企業行動・経済活動に与えた影響等」を参照されたい。なお、須田〔2004a〕216頁は、2000年前後に設定された会計基準の経済的帰結に関する実証研究（分析）の総合的解釈として、次のように総括している。

- ① 新しい会計基準の設定は、証券市場においてベネフィットをもたらし、逆に社債契約と報酬契約および政府規制に関連して追加的なコストを発生させた。
 例えば、連結会計基準の設定によりビッド・アスク・スプレッドは低下したが、他方では、それが経営者報酬契約の変更を促し、企業に追加的なコストを負担させた。言い換えれば、新しい会計基準は、財務会計の意思決定支援機能を改善し、財務会計の契約支援機能を改善するには至らなかった。
- ② 新しい会計基準設定の衝撃は、企業の戦略的行動によって緩和される。
 例えば、研究開発型企業は退職給付会計基準の適用に当たって、研究開発投資に支障がないよう退職給付債務を裁量的に計上することが示された。持合い株式を保有している企業は、有価証券の時価評価基準を契機にして、企業業績が高まるよう持合い株式を放出している。
- ③ 会計制度改革（新会計基準の設定）による経済的帰結は一様でなく、その内容によって経済的影響の度合いが異なる。
 例えば、有価証券の時価評価基準の経済的影響は相対的に大きなベネフィットとコストを誘発したと考えられる。
- ④ 研究開発費会計基準を設定したベネフィットは、証券市場では観察されない。

(1) 資本市場に与えた影響

新会計基準の設定が資本市場による企業の価値評価に与えた影響については、企業（経営者）と投資家との間の情報の非対称性を縮小させた（投資家の意思決定にとって有用な情報を拡充させた）との評価が多くみられる一方で、ほとんど影響していない、あるいは悪化させた部分もあるとの見方も示されている。

例えば、連結決算中心主義への移行により連結利益情報と株価との関連性が高まったとする実証結果²⁵や、連結範囲の拡充や固定資産への減損会計の導入は株価のビッド・アスク・スプレッドを縮小させたとの実証結果²⁶が報告されている。その一方で、連結決算中心主義の導入により情報量は増えたが分析に使える情報は減少したとのアナリストを対象としたアンケート調査結果²⁷も報告されている。さらに、税効果会計に基づく繰延税金資産は、税効果が実現する時期が1年以内の場合には株価説明力を有するものの、その実現が1年超の場合には株価説明力を有さないというように、株価への影響が企業の状況によって分かれうるとの実証結果²⁸も示されている。

(2) 企業行動等に与えた影響

新会計基準が企業行動等に与えた影響については、例えば次のような点が指摘されている。

① 含み益経営の見直し（不採算事業・資産の整理等）

減損会計、金融商品会計（有価証券の時価会計）、キャッシュ・フロー計算書の導入は、将来キャッシュ・フローを生まない不採算事業・資産の整理というかたちで企業の構造改革を促進し、含み益経営の見直しというかたちで日本の経営の変容をもたらしたとの指摘がある²⁹。

② 株式持合い比率の低下

有価証券への時価評価の導入は、企業による保有株の売却をもたらし、株式持合いの解消を促進させたとの指摘がある³⁰。もっとも、最近では、買取りリスクの高まりなどを背景に、持合い比率が再び高まる傾向にあるともいわれている³¹。なお、株式持合いの解消は、企業系列の崩壊、企業の銀行離れ、メイン

25 例えば、田澤・山形・國村 [2007] 参照。

26 例えば、音川 [2004] 参照。

27 例えば、松村・徳能 [2003] 参照。

28 例えば、薄井 [2006] 参照。

29 例えば、平松・柴 [2004]、徳前 [2003, 2006]、浅見 [2004]、小宮山 [2006]、川島 [2006] 参照。

30 例えば薄井・須田 [2004] では、有価証券の時価評価の影響が大きい企業の経営者ほど、持合い株式を売却する傾向が強いとの実証結果が示されている。なお、持合い株式への退職給付信託の設定が株式持合い比率を低下させたとの見方もある（後掲⑤参照）。

31 例えば、2007年1月24日付の日本経済新聞によれば、事業会社の株式保有は、2006年9月末に前年比17%増の12兆8千億円に達したとされている。

バンク制の弱体化、相対型金融から市場型金融へのシフト等を促したとの見方もなされている³²。

③ 連結重視経営への移行

連結会計の見直しによる連結中心主義の導入は、企業再編法制の整備ともあいまって、グループ経営戦略の見直し、業績不振子会社・関連会社の再編・整理の促進などをもたらしたとの指摘がある³³。

④ 社債契約の見直し

有価証券の時価評価は、企業に対して、社債のデフォルト・リスクをより強く意識させたとの指摘がある³⁴。

⑤ 企業年金制度の見直し

確定拠出型年金の場合は経営者（企業）の財務諸表上、退職給付債務を負債計上せずすむため、確定給付型年金制度から確定拠出型年金制度に移行する企業が増加した。また、運用環境の悪化等による追加負担を回避するため、厚生年金の代行部分を国に返上する企業も多くみられた。他方で、退職給付の積立不足を解消するために、給付額の減額や、年金資産の増額を企図した退職給付信託の設定を行う企業が急増した³⁵。

⑥ 会計行動への影響

新会計基準は、将来キャッシュ・フローや割引率等の見積りを必要とするものが多く、新たな利益操作の余地を生じさせているとの指摘がある³⁶。また、バブル経済崩壊後の経済不況等に加え、新会計基準により資産価値の下落や年金債務の積立不足等の問題の先送りが難しくなったことにより、損失計上企業の増加、特別損失項目の急増、保守主義の程度の強化等が生じているとの指摘もある³⁷。

⑦ 景気等への影響

時価会計の導入に後押しされた企業の保有株売却が株価低迷の一因となり、

32 例えば、徳前 [2003] 参照。

33 例えば、小本 [2003]、徳前 [2003]、浅見 [2004]、伊藤・中條 [2004] 参照。

34 例えば須田・首藤 [2004] では、時価評価の公開草案が公表された 1998 年以降、財務上の特約が減少し、こうした財務上の特約を回避する傾向は、時価評価適用の影響が大きい企業ほど顕著にみられるとの実証結果が示されている。

35 以上につき、例えば浅見 [2004]、持永 [2006] を参照。

36 例えば、業績不振企業や自己資本比率の低い銀行によって、繰延税金資産の過大計上がなされたとの指摘がある（一ノ宮 [2005]、須田 [2004b]、新美 [2007] 等を参照）。なお、2000 年代前半に邦銀が繰延税金資産を過大計上したのは、自己資本比率規制において、自己資本のうち基本的項目（Tier1）に占める繰延税金資産に上限が設けられていなかったことが一因となっていたとの指摘を受け、2006 年 3 月期以降、自己資本に算入可能な繰延税金資産に上限が設けられるようになった。具体的には、米国の規制（Tier1 の 10% または課税所得の 1 年分のいずれか小さいほうを上限とする）に倣い、自己資本に算入可能な繰延税金資産の Tier1 に占める割合は、2006 年 3 月期には 40% まで、2007 年 3 月期には 30% まで、2008 年 3 月期以降は 20% までとされた。なお、米国と上限が異なるのは、日本では無税償却の可能な場合が限定的であるため、繰延税金資産が発生しやすいという事情を考慮したためとされている。

37 例えば、音川 [2005] 参照。

それと低金利によって生命保険の逆ざや問題等が発生したとの指摘³⁸や、退職給付会計の導入が退職給付額の減額や雇用形態の変更（解雇、出向等）をもたらし、個人所得・雇用環境を悪化させたとの報道等もみられる。その一方で、固定資産の減損処理を前提とした企業による不動産保有の見直しにより、不動産市場が活性化したとの指摘³⁹がある。

なお、減損会計の導入により企業倒産が増加するとの懸念から、減損会計の導入時期が2年延期された。そのためかどうかは明らかでないが、減損会計の導入により企業倒産が増加したとの実証分析や報道はなされていないようである。

(3) 会計制度に与えた影響

イ. トライアングル体制の緩和

前述のとおり、わが国の会計制度は、投資家保護の観点から情報開示を主目的とする証券取引法（現在では金融商品取引法）上の会計（企業会計）、債権者保護の観点から情報開示および配当可能利益計算（利害調整）を主目的とする商法（現在では会社法）上の会計（商法会計）、課税所得計算を主目的とする税法会計（税務会計）が密接に結びついて形成されていると考えられていた（いわゆる「トライアングル体制」）⁴⁰。こうした考え方は、企業による財務報告作成コストや課税所得計算コストの削減、監査の一元化への寄与、税務当局による徴税コストの削減、不当な課税所得計算の防止などの面で歴史的には一定の役割を果たしてきたとされる一方で、各会計の主目的からみて適切な処理を行ううえでの制約要因となりうることも指摘されてきた⁴¹。

こうしたなか、会計制度改革の目的の1つである企業会計における投資家への情報提供機能の強化は、次の点でトライアングル体制の緩和をもたらしたとされている。

第1に、従来、商法上の配当可能利益額は、商法計算規定に基づいて算定された利益額を基礎として算定されており、当該利益額は企業会計上の利益と等しくあるべきと考えられていた。しかし、金融商品に時価評価が導入され、企業会計上の利益に

38 なお、株価のこ入れ等を目的として、2002年1月、銀行等保有株式取得機構が設立された（同年2月から業務開始）。また、銀行保有株式の価格変動リスクの軽減を目的として、2002年11月から2004年9月末まで、日本銀行による銀行保有株式の買取りが行われた。

39 例えば、伊藤 [2006] 参照。

40 脚注13参照。

41 トライアングル体制の問題点としては、例えば、①3つの法律に基づく会計制度はそれぞれ異なる目的を有しており、それらを同時に実現することは困難であるため、会計基準ひいてはそれに基づいて作成される財務諸表がどの目的からも中途半端なものとなってしまふ、②環境要因の変化に伴って会計基準を設定・改廃するに当たって、各法令との調整が必要となるため、機動的な会計基準の設定・改廃が難しくなっている、③特に商法・税法の影響により、投資意思決定情報の提供に役立つ会計基準の設定が困難となっており、会計基準の国際的調整を図るうえでの障害となっているなどが指摘されていた。これらを含め、トライアングル体制の利点や問題点については、例えば日本公認会計士協会 [1998]、原 [2006]、弥永 [2006] を参照。

未実現の評価益が含まれることとなったことを受けて、商法上の配当可能利益額と企業会計上の利益との関連が再検討された⁴²。その結果、1999年（平成11年）の商法改正において、金融商品の時価評価差益（金銭債権等の貸借対照表価額に時価を付すことにより、時価の総額が取得価額の総額を超える場合の超過額）は、当該企業の純資産額（したがって配当可能利益算定額）から控除されることとなった。これは、商法上の配当可能利益額の算定と企業会計上の利益計算との結びつきを緩和するものといえる。さらに、2005年に商法を大幅に改正して成立した会社法（2006年5月1日施行）では、配当可能利益額の算定方法を除き、会計（会社の計算）に関する規定は基本的に企業会計に委ねられることとなった⁴³ほか、金融商品取引法上の有価証券報告書提出企業は、会社法で要求される貸借対照表等の公告を免除されることとなった。

第2に、税務会計と企業会計との結びつきについても、①1998年度の法人税法改正において、企業会計の考え方と切り離れたかたちで、引当金の繰入限度額引下げ・廃止⁴⁴や建物の償却方法の定額法への一本化等がなされたこと、②企業会計上、税効果会計が全面的に導入されたことなどにより、緩和された⁴⁵。もっとも、税務会計と企業会計とで趣旨に違いがないと考えられるものについては同じように取り扱われている。例えば、金融商品にかかる会計基準の設定に伴い、2000年度の法人税法改正においては、デリバティブおよび有価証券の評価方法が改正され⁴⁶、税務会計においても基本的に企業会計と同様の取扱いがなされることになった⁴⁷。

42 例えば、1997年には法務省と大蔵省（当時）の共同により「商法と企業会計の調整に関する研究会」が設置され、翌年（1998年）6月に同研究会から報告書が公表されている。

43 さらに神田〔2007〕は、日本の大企業の法制度としては、今後、会社法よりも証券取引法（現在では金融商品取引法）が格段に重要性を増すことなどを踏まえると、情報提供は会社法と企業会計とで共通であるとすれば、少なくとも大企業の財務報告に関する限り、会計基準のみならず、内部統制や会計監査についても、会社法では法務省令を含めて一切何も書かずに、すべてを企業会計における会計基準や証券取引法（金融商品取引法）に任せてよいのではないかとの見方を示している。

44 具体的には、税務会計上、退職給与引当金の繰入限度額が引き下げられる（累積限度額を期末要支給額の100分の40から100分の20に引下げ）とともに、賞与引当金が廃止された（退職給与引当金についても2002年度の法人税法改正において廃止された）のに対して、企業会計上は、賞与引当金および退職給付引当金の計上が求められている。このほか、税務会計と企業会計との主な差異としては、①減損会計の適用による減損損失につき、企業会計上は費用計上するのに対して税務会計上は損金算入しないこと、②のれんの償却期間につき、企業会計上は20年以内であるのに対して、税務会計上は5年としていること、③ストック・オプションにつき、企業会計上は費用計上するのに対して、税務会計上は権利行使時に一部損金算入することなどがあるとされている（例えば、大西〔2006〕46頁、原〔2006〕参照）。

45 例えば、鈴木一水〔2005, 2006〕、弥永〔2006〕参照。

46 具体的には、企業は、事業年度末に有する有価証券を、①「売買目的有価証券」（短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取引に専ら従事する者が当該目的でその取得を行ったもの、およびその取得の日において当該目的で取得したものである旨を帳簿書類に記載したものなどの一定の要件に該当するもの）と、②「売買目的外有価証券」に区分する。そのうえで、②については取得原価により評価される一方、①およびデリバティブについては「時価評価金額」（取引所等における市場価格があるものは原則として当該取引所等における最終の売買の価格等、そうした市場価格がないものうち、償却有価証券は償却原価法、その他の有価証券は帳簿価額）によって評価されるとともに、当該時価評価損益を課税所得計算における当該事業年度の益金の額または損金の額に算入することとなった（詳細につき、例えば高木〔2006〕参照）。

47 こうした企業会計と税務会計との調整は、両者の結びつきを強化するものとの見方も可能であるが、むしろ、税務会計に制約されずに企業会計基準の設定が可能であることを示す例として捉えるのが適当であろう。

ロ. 監査における実質的判断の要請の高まり

新会計基準の設定は、それまで監査人の判断をあいまいにしてきた選択可能な会計処理の範囲を限定させた一方で、会計情報における予測、予想、見積り要素の拡大等を受けて、2002年の監査基準の改訂にみられるように、監査人に対して監査における実質的判断がより強く要請されるようになった。すなわち、監査人は、経営者による会計処理の選択や会計数値の計算等が会計基準と整合的であるかどうかを保証することのみならず、その選択や算定（見積り）が適当かどうかまで判断することが求められるとの見方が強まり、監査に期待される役割および責任が拡大した⁴⁸。

5. 残された課題

2節でみたように、会計制度改革の主な背景には、①「日本版金融ビッグバン」に伴う情報開示強化の要請、②会計基準の国際的なハーモナイゼーション／コンバージェンスへの対応、③日本企業を取り巻く社会・経済環境の変化があり、これらへの対応がその主な目的であったとすれば、この10年における会計基準の整備改善、会計基準設定プロセスの見直し（民間会計基準設定機関の設立）、監査・統制機能の強化は、これらの目的を達成するうえで大きな成果をあげたとの評価が可能であろう⁴⁹。

その一方で、①当初解決を目指したものの、未だ解決されていない問題、②新会計基準の設定における議論の過程で浮かび上がったより根底にある問題、③この間の環境変化あるいは改革に伴って新たに生じた問題等が残されていると考えられる。こうした問題にはさまざまなものが考えられるが、ここではやや総論的なものとして、①会計制度のあり方の観点と、②会計基準の国際的なコンバージェンスの観点から、残された課題は何かについて検討したい。

(1) 会計制度のあり方をめぐる課題

会計基準の国際的なコンバージェンスが進むなかで、わが国会計制度の今後の方向性を論じるうえでは、例えば次のような点を検討し、明確にしておく必要があるのではないかと考えられる。

48 これらの点を含め、会計制度改革に伴う監査環境の変化については、例えば小宮山 [2001, 2006] 参照。

49 会計制度改革（会計ビッグバン）の評価に関して、例えば経済産業省企業会計研究会 [2005] では、「会計ビッグバンの導入は、我が国の経済全体が低迷していた時期に、企業体質の強化に向けた企業行動を促す効果を有したと考えられる。企業経営者が効率性を追求するために連結グループ全体での経営判断を行うようになるなどの経済活動の変化や、地価や株価の下落等の経済環境の変化の中で我が国企業の実態をより適切に表すために行われた改革であり、含み損の存在等も明らかになる中で、企業の積極的対応を促すなど財務体質の向上に寄与し、幅広いステークホルダーに対して、有用な情報を提供したものと評価できる」とされている。

① 会計の役割（機能）に関するコンセンサスの形成

- 主要な会計基準の概念フレームワーク（討議資料や公開草案段階のものを含む）⁵⁰をみてもわかるとおり、今日における企業会計の主目的が「投資家の意思決定にとって有用な情報の提供」（情報提供機能）にあるという点については、内外ではほぼコンセンサスを得られている⁵¹。しかし、何が「投資家の意思決定にとって有用な情報」なのか、そうした情報のうち、会計情報としてはどこまで求められるのか⁵²についての国際的なコンセンサスは形成されているのか（例えば、(i)「企業価値を表す情報」なのか、「企業価値の評価に資する情報」なのか、(ii)「企業価値の評価に資する情報」とは何か、(iii)そもそも「企業価値」とは何か（例えば、清算価値を想定するのか、あるいは継続価値を想定するのか⁵³）。こうした点に関する見解の相違が、概念フレームワーク（例えば、資産負債アプローチ⁵⁴のみに立脚することの是非）や個別の会計基準（例えば、時価ないし公正価値会計の適用範囲⁵⁵）をめぐる見解の相違をもたらしているのではないかと。
- わが国の資金調達のための基本的な構造を相対型金融重視から市場型金融重視に

50 概念フレームワークとは、財務報告の目的、会計情報の質的特性、財務諸表の構成要素、財務諸表における認識・測定基準等、財務会計の根本的な概念を包括的に体系化したものをいう。例えば、米国の財務会計基準審議会（FASB）から公表されている「財務会計諸概念に関する概念書」（以下、「FASB フレームワーク」という）や、IASB（正確には前身の IASC）から公表されている「財務諸表の作成・表示に関する枠組み」（以下、「IASB フレームワーク」という）がある。また、わが国では、2006年12月に ASBJ から討議資料「財務会計の概念フレームワーク」（以下、「ASBJ フレームワーク」という）が公表されている。なお、現在、IASB と FASB は共同で概念フレームワークの統合作業を進めており、これまでの成果として、2006年7月、新たに策定される共通概念フレームワーク「財務報告に関する概念フレームワーク」の第1章「財務報告の目的」と第2章「意思決定に有用となる財務報告情報の質的特性」に関する公開草案（以下、「IASB-FASB 共通フレームワーク」という）が公表されている。

51 財務報告の目的について、例えば FASB フレームワークでは、「現在および将来の投資家、債権者その他の情報利用者が合理的な投資や信用供与、これに類似する意思決定を行うに当たって有用な情報を提供すること」（第1号 par. 34）、IASB フレームワークでは、「広範な利用者が経済的意思決定を行うに当たり、企業の財政状態、経営成績および財政状態の変動に関する有用な情報を提供すること」（par. 12）とされている。また、ASBJ フレームワークでは、「投資家による企業成果の予測と企業価値の評価に役立つような、企業の財務状況を開示すること」（第1章序文）、さらに IASB-FASB 共通フレームワークでは、「現在および潜在的な投資家、債権者およびその他の者が、投資、信用供与および類似の資源配分に関する意思決定を行う場合に有用となる情報を提供すること」が提案されている。

52 例えば、投資家によるニーズがあり、かつ信頼性のある情報であれば、それだけで会計基準の主題となると考えるのか、それとも、こうした情報の提供手段は会計情報以外にも存在し、それぞれに適したチャネルがあるため、投資家のニーズと信頼性があるだけで会計基準の主題となるとは限らないと考えるのかという問題である（例えば、斎藤 [2005] 12~13 頁参照）。

53 例えば、「より長期的視点から経営の透明性や中立性を高めることが、企業価値を向上させていることにつながる」との見方（石川 [2006] 244~245 頁）がある。また、今福 [2007] では、会計が株式会社をどのように捉えるべきかという問題に関連して、「エンティティとしての企業」（株式会社を株主との関係ではなく、株式会社の自律的な内部的活動に注目して、企業の全体性（totality）、結合性（cohesiveness）にその特徴を認めるもの）という捉え方に基づいて、新たな会計（学）のフレームワークを構築する方向が、特にヨーロッパにおいて注目されていることが紹介されている。

54 脚注 16 参照。

55 例えば、IASB と FASB は、すべての金融資産・負債について公正価値で評価し、その評価差額を当期利益に含めること（公正価値会計の適用）を長期的な目標としている。

移行させようとしたことに伴い、人々の期待する会計の役割は変化したのか⁵⁶。

– 会計は、企業行動や経済活動あるいは他制度（法制度等）に対して中立的である（企業行動等の変化に対応して会計基準を整備改訂する）べきか、むしろリードしていく（企業行動等の変化を促すかたちで会計基準を整備改訂する）べきか。

② どこまで会計基準として明文化するのか（基準化の範囲および位置づけの明確化）

– プリンシプル・ベース対ルール・ベースの問題（会計基準はルール・ベースよりもプリンシプル・ベースのほうが望ましいのか、「プリンシプル」と「ルール」の境界線は何か）。

– 適用される基準は「遵守すべき最低限のルール」か、「最大限のルール」か⁵⁷。

– 画一的規制と裁量性のバランス（経営者の裁量や自主的開示とのバランス）をどのように考えるか^{58, 59}。

– 概念フレームワークは、(i) 個別の会計基準を設定・適用する際のコミュニケーション・ツールの1つであり、規範性がないものと捉えるのか、(ii) あ

56 この点に関し、例えば藤井 [2007] 2~3 頁は、「会計は、『各時代の諸力』によって不断の変化を求められてきた。それは端的にいえば、会計に期待される主要な機能が時代状況に応じて変化してきたからである。会計というものがそもそも、ある目的のもとに設計・構築されたシステムであり、その目的を達成するための手段として機能することが、つねに何らかの程度において期待された存在である以上、時代状況の変化に対応した会計が不断に求められてきたのは、なかば当然のことであったといえよう」と指摘している。

57 この点に関し、例えば柳川ほか [2007] 280 頁において、斎藤教授は、判断の介入する余地を減らせば信頼性を担保する外部監査も画一的になり、情報の比較可能性もそれだけ高まると考えられているものの、会計基準は、開示のミニマムを定めているにもかかわらず、実際には同時に開示のマキシマムを決めてしまうことが少なくないため、それによって会計情報は画一化され、その結果、そもそも情報劣位にある投資家に対して経営者のもっている優位な内部情報を伝えるという、開示規制に期待される本来の役割を損なうことにもなりかねないとの見方を示している。そのうえで、一般に会計士や監査人は、訴訟のリスクを避けるため、監査人が判断する部分をなるべく少なくしようという傾向が強いが、それとあわせて、会計基準の画一化は、立証可能性を高める反面、会計制度の内部情報の開示よりも外部者の鑑定評価に近い方向へ進めかねないという面をもつと指摘している。

58 会計処理に経営者の意図や裁量を反映させることの問題点として、① 経営者の意図は主観的であり、検証が難しい、② 経営者の意図は変わる可能性がある、③ 意図を決めるうえでの経営者の裁量は貸借対照表および損益計算書の操作になるおそれがあるなどが指摘されている（例えば坂本 [1997] 31 頁参照）。他方、その利点として、① 外形が同じものでも経営者の保有意図が異なれば将来キャッシュ・フローは異なることから、会計処理選択における経営者の裁量を認めることが経営者の私的情報の提供につながり、投資家・経営者間の情報の非対称性を縮小させる、② 画一的な会計処理を求めると、経営者は経営実態を反映しない会計情報の提供を避けるために、投資家にとっては本来望ましくない行動を起こす可能性があるなどの指摘がある（例えば鈴木直行 [2003] 参照）。なお、会計的判断から「経営者の意図」を排除しようとする基準設定の現実的妥当性について、藤井 [2007] 42 頁以下参照。

59 例えば柳川ほか [2007] 289 頁において、斎藤教授は、規制緩和がその代償としてディスクロージャーの強化を伴うことは当然であるものの、ディスクロージャーをめぐる昨今の議論は、ディスクロージャーにすべての責任を負わせて結果的に情報の過剰な画一化を強制し、あとは規制緩和の議論をすればよいというところがあり、問題であると指摘している。そのうえで、必要な情報をきちんと開示していくこと、ディスクロージャーの画一化とはかなり異なる議論であるとし、ディスクロージャーの面で画一化がもたらす問題は、従来、過剰規制がもたらした問題とよく似たところがあり、今後考えていかざるをえない点であると述べている。

らゆる会計基準に優先する上位規範を記述したものと捉えるのかについて、国際的なコンセンサスは形成されているか⁶⁰。

- ③ 会計情報における信頼性の低下にどのように対応するか
- 会計情報に含まれる見積り要素が拡大する⁶¹なかで、監査にどこまで要求するか⁶²。
 - 監査に会計情報の信頼性確保を期待するのであれば、会計基準を考えるうえで監査可能性の視点をより強く意識する必要はないか。
 - 会計情報におけるレリバンス（投資意思決定との関連性）と信頼性（虚偽やバイアスを含まないこと）とのバランスをどのように維持していくか⁶³。

(2) 会計基準の国際的なコンバージェンスをめぐる課題

会計基準の国際的な調整への対応は、会計制度改革当初からの課題であり、米欧の会計基準や国際会計基準にキャッチ・アップするという点については、ほぼ達成されているといえる⁶⁴。もっとも、会計基準の国際的な調整をめぐる動きは、会計制度改革のスタート当初（1997年頃）よりも急激に加速・強化されており、現在では、各国基準の単なる「ハーモナイゼーション」ではなく「コンバージェンス」が目指されている⁶⁵。こうしたコンバージェンスに向けた動きは今後も続くと予想されるが、

60 例えば、大日方 [2005] 49 頁は、ASBJ フレームワーク（正確には同フレームワークに先立ち、2004 年 7 月に ASBJ のワーキング・グループから公表された討議資料）に関して、「書かれた概念フレームワークは、そのときどきの環境（制約）において相対的に評価されるべきであり、絶対的な存在ではないという理解がこの討議資料を通して貫かれている」と述べている。

61 脚注 17 参照。

62 この点に関し、例えば持永 [2006] は、監査は、監査意見の否定的な内容が上場廃止の直接的なトリガーになるため、企業による会計基準の不適正な適用に対する強力な抑止力となりうる一方で、会計事象が複雑化するなかで完全無欠なルールは存在しえないことから、その実質判断には一定の幅が生じることも想定されるとする。そのうえで、こうした点を考えると、経営者と公認会計士の判断の相違による意見対立が上場廃止とイコールの重さとなることは制度として著しくバランスを欠いているとも考えられるとし、このことが適正意見以外の意見を公認会計士が表明する際の障害になっているとすれば本末転倒である、との見方を示している。

63 この点に関し、例えば柳川ほか [2007] 277~289 頁において、斎藤教授は、企業の業績として純利益の代わりに包括利益（株主取引を除く純利益の変動分）の開示を要求することは、立証可能性という点で信頼性がより高いとされる情報の提供につながりうる一方で、レリバンスの面で質の劣る情報の開示を強制することになりかねないとし、立証可能性という新しく強い要請のもとで、本来の会計情報におけるレリバンスと信頼性のバランスを大きく崩さずに基準をつくることは、現行の会計制度設計の最も難しいテーマになっているとの見方を示している。

64 例えば斎藤 [2007] 23 頁は、「米欧の基準にキャッチ・アップするだけなら、その課題は前世紀までにはほぼ達成されている。たとえば金融商品の公正価値会計や退職給付会計が米国に次いで（欧州より先に）強制適用され、また、連結における実質的支配力基準では、世界でも最先端のルールが定められた。減損会計についても米国基準と国際基準の双方の長所を生かした基準が設けられ、企業結合については共通支配下の取引までも含めた包括的な基準が定められている」としている。

65 すなわち、IASB は、2001 年、より強力な基準開発能力を備えるべく IASB へと改組するとともに、その活動目的の 1 つとして、各国基準と IAS とのコンバージェンスを通じて、世界中で適用可能な唯一の会計基準である国際財務報告基準（IFRS）を開発することを掲げた。その翌年（2002 年）7 月、欧州連合（EU）は、欧州域内の資本市場に上場する企業の連結財務諸表の作成基準として IFRS の採用を義務づけ

これについては、例えば次のような点が検討課題として残されているのではないかと考えられる。

- ① 「コンバージェンス」として、「相互承認」を目指すのか、「完全な統合化」を目指すのか（「コンバージェンス」の意味の明確化）。
 - － 「コンバージェンス」のアプローチとして、(i) 会計基準の相互承認と相互承認された基準間の市場競争によるコンバージェンスという二段構えのアプローチ（「相互承認」）⁶⁶が望ましいか、あるいは、(ii) 複数の会計基準の並存

の方針を決定した。具体的には、域内の上場企業に対して 2005 年 1 月から IFRS に従った連結財務諸表の作成を義務づけたほか、2007 年 1 月以降は、欧州域内で資金調達を行う外国企業に対しても、IFRS もしくは IFRS と同等の会計基準に従った連結財務諸表の作成が義務づけられることになった。これを受けて、欧州委員会（EC）の欧州証券規制当局委員会（CESR）により、日本、米国およびカナダの会計基準と IFRS との同等性評価が行われた。その結果、日本基準と IFRS は基本的には同等であるものの、26 項目について差異があるとして、日本に対し、それらの補完措置が求められた。

この間、FASB と IASB は、2002 年 9 月、両会計基準の互換性をより高めるためのプロジェクトを共同で推進していくことを合意した（ノーワーク合意）。さらに 2005 年 4 月には、米国証券取引委員会（SEC）と EC との間で、米国会計基準と IFRS の相互承認（差異調整表の廃止）を 2009 年までに実現するためのロード・マップが合意された（この結果、外国企業に IFRS またはこれと同等の会計基準の適用を義務づけるという EC の規制案の開始時期が 2009 年 1 月に延期された）。この合意を受けて、2006 年 2 月、IASB と FASB の間でコンバージェンスの具体的な進め方について合意（MOU）がなされた。他方、ASBJ においても、2005 年 1 月、IFRS と日本基準との差異を縮小するための共同プロジェクトを IASB とともに立ち上げたほか、2006 年 5 月からは、FASB との間でも合同会議を開催している。

こうした会計基準のコンバージェンスに向けた動きは、2007 年入り後、さらに加速している。すなわち、2007 年 8 月、ASBJ と IASB は、①2008 年までの短期コンバージェンス・プロジェクトの完成、②2011 年 6 月までのその他コンバージェンス・プロジェクトの完成とその例外項目の設定、③IASB と FASB の MOU プロジェクトに日本がより関与するためのスタッフ・レベルでの定義協議の新設を合意した（いわゆる「東京合意」）。また、SEC は、2007 年 8 月に、SEC に登録する外国企業の財務報告に IASB の作成した IFRS を用いることを許容するための規則改正案を公表した（コンセプト・リリース）。同案は、同年 11 月 15 日に承認され、翌日以降に終了する事業年度の財務諸表から適用される。さらに、SEC は、国内上場企業に対しても米国会計基準と IFRS の選択適用を認めるかどうかを検討中とされている。

なお、日欧米以外でも、例えば香港では IFRS がそのまま国内基準として採用されており、オーストラリアおよび韓国においてもその方向で準備が進められている。さらに、例えば中国の会計基準設定主体は、IFRS の主要原則のほぼすべてが中国の国内基準に反映されているとしている。

以上を含め、会計基準の国際的なコンバージェンスをめぐる動向の詳細については、例えば平松・徳賀 [2005]、川村 [2006]、山田 [2007] を参照。

66 例えば、ASBJ では、2004 年に公表した中期運営方針に示されているように、国際的なコンバージェンスを実現する二段構えの基本戦略が構想されている。これについて、斎藤 [2007] 18 頁では、次のように説明されている。すなわち、「まず第一段は、日本基準を含めた複数の会計基準が市場で並存できるように、基準設定主体の責任で可及的に差異を縮小させることである。さしあたりは日本基準と IFRS が日本と欧州で相互に受け入れられ、開示する側がいずれか一方を自由に選択できる程度まで調整を進める必要がある。その結果として日欧の市場で基準間競争が可能になれば、投資家による評価と選択という市場プロセスを通じて基準が淘汰され、いっそうのコンバージェンスが図られる。それが第二段となる。この局面での基準設定主体の役割は、市場の評価を観察し先取りして基準に反映させることである。この方針は、会計基準の設定も国際統合も、最終的には資本市場における誘因両立的なマナーで解決するほかないという考え方に立っている。各国基準をどこまで、どのようにコンバージェンスさせるかは、基準設定主体が先験的な価値前提に基づいて裁量的に決めるのではなく、異なる基準に基づく会計情報を投資家が評価し、それを証券価格に反映させた結果によっておのずから決められるという趣旨である。しかし、複数の基準が選択可能なメニューとして市場で並存するには、会計情報の利用者である投資家の判断に支障を生じさせない程度まで基準間の差異が縮小している必要がある。それは、基準間の市場競争が成り立つための前提条件である。」

- を認めずに、直ちに単一基準とするアプローチ（「完全な統合化」）が望ましいか⁶⁷。
- それぞれのメリットとデメリットは何か⁶⁸。
 - この問題を検討するうえで、米国 SEC が外国企業の財務報告に IASB の作成した IFRS を用いることを許容したこと⁶⁹は、影響するか。
- ② どこまでをコンバースするの⁷⁰（例えば概念レベル、基本原則レベル、実務指針レベルのいずれまでのコンバージェンスを目指すのか）。さらに、監査基準のコンバージェンスを含むのか。
- わが国の場合、トライアングル体制が緩和したとはいえ、会社法、税法その他関連制度との関係を完全に排除することはできないのではないのか。
 - 各国で法規制、税制、取引慣行等が異なるなかで、実務指針レベルまでのコンバージェンスは可能かつ妥当か（各国企業の財務状態や取引状況を適切に反映することになるのか）。
- ③ 何を以てコンバージェンスが達成されたと評価されるのか。
- 例えば IASB の作成した IFRS をそのまま採用しつつも、それに各国が独自の会計基準を追加する場合にはコンバースしていることにならないのか。
- ④ すべての企業をコンバースされた会計基準の適用対象とするのか。

67 例えば、経済産業省企業会計研究会 [2005] 2 頁では、「検討の結果、本研究会では、我が国経済にとって望ましい企業会計の在り方は、企業経営者の意図（基本的には継続的な事業によって利益を得る）を反映した会計情報の視点とともに、企業会計は市場のインフラであることから、経済がグローバル化する中、国際的なイコールフットイングの視点が重要であると考えられる」との見方が示されている。なお、本報告でいう「イコールフットイング」とは、「我が国の企業がグローバルに企業活動を行う際に、市場のインフラである会計基準の相違により、損益が大きく変わる事等により競争力上、不利にならないよう、市場のインフラ整備（会計基準のコンバージェンス）が必要であるという視点を意味する」とされている。そのうえで、本報告書では、「但し、安易に我が国の会計基準を米国会計基準もしくは国際会計基準に合わせることを意味するのではなく、より経済実態を適切に表すことができるよう国際的に説明可能で理解を得られる理論的・実践的なバックグラウンドを持った上で、十分な議論を行い、コンバージェンスを進めていくことが重要である」と述べられている。

68 例えば「相互承認」については、そのメリットとして、基準間の市場競争を通じていずれの基準も共通の目標に向かって改善されつづけること（例えば、Sunder [2002]、太田 [2007]、斎藤 [2007]）などが指摘される一方で、そのデメリットとして、異なる市場間における会計情報の差異が残ってしまうこと、その結果、国際基準と異なることを理由とした各国基準への不信感が生じやすいこと、会計基準の策定コストが二重（国際レベルと各国レベル）に生じることなどが指摘されている。他方、「完全な統合化」については、例えば、そのメリットとして、異なる市場間での財務諸表の比較可能性が高まること、各国における基準策定コストが削減されることなどが指摘される一方で、そのデメリットとして、基準が統一されても、それを適用する実務はローカルな政治や経済の諸要因に影響されるため、国や地域間で財務報告の質に重要な違いが残るのを避けられず、統一基準の不均一な適用は、会計情報の重要な差異を基準の差異よりも奥深い不透明なレベルに隠匿することで、国際的な投資活動における情報処理コストをかえって増加させることになりかねないこと（例えば Ball [2006]）、各国ごとの事情の違いにより基準化のコンセンサスを得ることは容易でないこと、各国固有の基準設定ニーズに適切かつタイムリーに対応するのが困難となることなどが指摘されている。なお、会計基準の国際的なコンバージェンスをめぐる最近の英米の学界における見解を紹介したのとしては、例えば斎藤 [2008] 参照。

69 脚注 65 参照。

70 以下で「コンバース」あるいは「コンバージェンス」という場合には、特に断りのない限り、上述の「相互承認」と「完全な統合化」の両方を含む。

–適用範囲を限定する場合、どこで線を引くのか。そうした線引きは誰が行うのか（各国に委ねられるのか、それとも適用範囲についても国際的に統一化するのか）。

- ⑤ 会計基準の国際的なコンバージェンスが達成されたとしても、そのエンフォースメント（監査を含む）の質を確保することが重要ではないか。
 - エンフォースメントの面で各国の質をそろえるにはどうすればよいか。
- ⑥ 仮に IAS/IFRS が世界的に唯一の会計基準となる場合、その策定プロセスの今後のあり方を見直す必要はないか⁷¹。

6. おわりに—会計制度改革からのインプリケーション

ここ 10 年の会計制度改革は、当初の目的に対して一定の成果をあげたのみならず、改めて会計とは何かを深く考える機会を提供したと考えられる。この間の会計をめぐる内外の活発な議論を通して、例えば次のようなインプリケーションを得られたように思われる。

第 1 に、会計基準の設定・変更が市場経済や企業行動等に与えるインパクトは小さくない一方で、会計基準としても、市場や企業組織さらには両者の関係や法規制等の環境変化に適切に対応できなければ、その存在意義は希薄化するおそれがある⁷²。それゆえに、会計基準の内容やあり方を検討するに当たっては、会計学以外の分野との学際的な議論・共同研究や実務界からのフィードバックが重要と考えられる。

第 2 に、会計は、その市場経済等に与えるインパクトの大きさゆえに、政治問題になりやすい。しかも、金融・資本市場のボーダーレス化や企業活動のグローバル化等に伴い、会計をめぐる政治問題は国際的にも広がりうる。会計を制度として捉える場合、ある程度の政治化は避けられないとしても、それによって会計基準が頻繁に変更されたり、過去および現在の会計基準間の理論的整合性が過度に歪められたりするのは、問題であろう。会計が政治問題から一定の距離を保つためにも、国際的に通用する理論的バックグラウンドのさらなる探究と、制度改革に伴うありうべきコスト・ベネフィットの比較を冷静に行う姿勢が重要と考えられる。

71 この点に関し、日米欧の金融当局は 2008 年に、IASB の上部組織である IASC 財団評議会をモニタリングする組織を IASC 財団の内部組織として設立することを提案したが、その狙いは、企業活動に悪影響を及ぼすような会計基準の変更等、IASB の「独走」に歯止めをかけることにあるとの見方がある（2007 年 11 月 8 日付日本経済新聞）。また、2007 年 8 月の SEC のコンセプト・リリースに対する FASB のコメント（2007 年 11 月）では、長期的には改善された IFRS を唯一の国内基準として採用することの可能性に触れつつ、その前提の 1 つとして、資金・スタッフの獲得メカニズムの改善等による IASB の独立性強化が不可欠であるとの指摘がなされている。

72 例えば、中村 [2003] 11 頁参照。

【参考資料】

会計制度改革が企業行動・経済活動に与えた影響等

本資料は、会計制度改革の具体的項目のうち、連結決算中心主義、有価証券の時価会計、固定資産の減損会計、税効果会計、退職給付会計、キャッシュ・フロー計算書、企業結合会計が、企業行動・経済活動に与えた影響等について、既存の文献や報道等を基に整理したものである。

〈連結決算中心主義〉

- 基準公表：1997年6月（「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」）
- 適用開始：2000年3月期から全面適用（1999年3月期から一部適用）

従来の会計基準の問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・個別財務諸表が中心で連結財務諸表はそれを補完するものとの位置づけで、連結情報の開示の範囲も限定的だったため、企業グループ全体の財務状態を投資家が把握することが困難。 ・連結の範囲が持株基準で確定されたため、赤字子会社の連結外しや損失の飛ばし等の子会社・関連会社を利用した会計操作が容易。 <ul style="list-style-type: none"> －当時、マスコミではそごう、ダイエーなどが意図的な連結外しを行っていると報道された。 ・国際会計基準・米国会計基準では、連結中心のディスクロージャーが行われていた。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個別財務諸表中心のディスクロージャーから連結財務諸表中心のディスクロージャーへ移行。 ・連結ディスクロージャー情報の拡充。 ・連結範囲の確定における「支配力基準」の導入。
導入趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ全体の財務状態に関する情報の拡充。 ・子会社・関連会社を利用した会計操作の防止。
導入時の批判	<ul style="list-style-type: none"> ・企業単体についての開示情報が簡素化されるため、アナリストの観点からの企業分析が困難化する。 <ul style="list-style-type: none"> －松村・徳能 [2003] によると、企業会計審議会の席上では、「個別情報の簡素化を行った場合に、損益分岐点分析や付加価値分析等ができなくなるのではないか」ということを懸念している。従って、連結ベースできちんと分析できるようになるまでは、個別（情報）の簡素化については慎重を期すべきである」等のように、個別財務諸表の開示情報の簡素化に慎重な意見や反対する意見も少なくなかった。
企業行動に与えた影響	<ul style="list-style-type: none"> ・経営が悪化している子会社・関連会社の再編・整理の促進。 <ul style="list-style-type: none"> －小本 [2003] によると、連結決算中心主義の導入以降、①子会社を減少させる企業の割合が上昇し、②子会社の赤字会社比率と親会社の赤字会社比率の差が縮小した。 －伊藤・中條 [2004] によると、ダイエーは不採算事業の整理・統合によりグループ企業を削減することになった。 ・企業のグループ経営戦略の見直し。 <ul style="list-style-type: none"> －伊藤・中條 [2004] によると、親会社中心主義からグループ経営へと経営者の意識が変化した。 －業界・企業の状況に応じて、連結決算中心主義の導入時（1999年度）の対応は多様であった。例えば、伊藤・中條 [2004] によると、自動車大手では概ね関連会社の子会社化が進展したのに対し、総合商社5社では、概ね子会社・関連会社とも減少させる動きがみられた。また、伊藤 [2006] によると、同じ自動車業界内でも、トヨタは子会社・関連会社の増加によりグループの一体感を高めたのに対して、日産は双方とも減少させて「系列」解体へ向かった。

〈連結決算中心主義〉（続き）

<p>市場による企業の価値評価への影響</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市場による企業グループ全体の価値把握への影響については、容易化したとするものと困難化したとするものに分かれている。 －音川 [2004] の実証結果によると、グループ企業の連結範囲を拡充した企業は、そうでない企業に比べ、株価のビッド・アスク・スプレッドが縮小。これは、投資家と株式発行企業の情報の非対称性や市場の流動性が改善していることを示している。 －また、向 [2006] の実証結果によると、個別財務情報よりも連結財務情報のほうが、意思決定に目的適格的である。 －田澤・山形・國村 [2007] は、連結中心の会計制度への移行が決定した 1997 年以降、連結利益情報の株価への影響が高まったことを示している。 －他方で、松村・徳能 [2003] では、製品別情報や保有株情報の開示取り止め・情報量の減少等、単体情報の開示簡素化による弊害を指摘しているほか、アナリストを対象にしたアンケート調査の結果、連結決算中心主義導入後、「情報量は増えたが、分析に使える情報は減った」との回答が最も多かったとの結果が示されている。
<p>国際会計基準・米国会計基準との整合性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・連結決算中心主義の採用により、国際会計基準・米国会計基準との整合性が高まった。しかし、①わが国の連結財務諸表は、従来通り親会社説を採用しているが、国際会計基準や米国会計基準では経済的単一体説を採用する方向にあること（例えば、改訂 IFRS 3 号、改訂 IAS 27 号、改訂 SFAS 141 号）、②資本連結の際に生じる「連結調整勘定」について、日本基準は原則として 20 年以内で償却するが、国際会計基準や米国会計基準では減損テストのみが適用される（IFRS 3 号、SFAS 142 号）ことなどの差異が残る。

〈有価証券の時価会計〉

- 基準公表：1999 年 1 月（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」）
- 適用開始：2001 年 3 月期（「その他有価証券」の時価評価は、2002 年 3 月期）

<p>従来の会計基準の問題点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の取得原価主義会計のもとでは、含み損益を財務諸表に反映させる必要がなかったため、利益操作の余地が大きく財務諸表が経営実態を十分に反映していなかった。 ・金融機関等では、内部のリスク管理上、自己のトレーディング・ポジションを時価ベースで把握していたのに対して、外部報告用の会計処理は原価ベースで行われていたため、二重にコストがかかったことに加え健全なリスク管理の発展を阻害させるおそれがあった。 ・取得原価主義のもとでは、同じ有価証券を異なる時点で取得した企業間で、B/S に計上される価額が異なることになるため、企業間の比較可能性が低かった。 ・トレーディング目的で保有する有価証券を時価評価し、その評価損益を当期の損益として計上していた欧米諸国と比較して、時価評価が導入されていなかった日本の金融機関・金融市場の国際的競争力が損なわれるおそれが強かった。
<p>主な内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の保有する有価証券を保有目的別に 4 つに分類し、「売買目的有価証券」と「その他有価証券」（持合い株式等）について時価評価を導入。
<p>導入趣旨</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経営実態の反映と利益操作の余地縮小。 ・企業内部のリスク管理との整合性の向上。

〈有価証券の時価会計〉（続き）

<p>導入時の批判</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・時価会計導入により持合い株の売却が加速し、株価下落に拍車をかける。 ・銀行や生保など株式の含み損を抱える企業の経営が圧迫される。 ・経営者の力が及ばない株価という要因で、企業業績が左右されるのは問題である。 ・時価会計導入のタイミングが悪い。 <ul style="list-style-type: none"> －上記に関して、藤原 [2003] は、有価証券への時価評価導入が決定した 1998 年以來、「年度末には金融危機説が流れ、株が売られ、与党や金融庁が金融対策を取りまとめ発表するのが慣例になってきている」と指摘している。 ・時価会計の導入は、特に金融機関の行動をプロシクリカルにする（クー [2001]）。 ・持合い株式は、長期的な保有が前提とされており、時価評価にはなじまない。 ・保有目的によって時価評価が適用されるかどうかが決まる新基準では、保有目的の恣意的な変更による利益操作の余地が大きい。 ・日本の株式市場は持合い比率が高く、残りの少数の流動的な株式によって株価が形成される未成熟な市場であるため、市場が成熟するまで時価会計の導入を待つべきである。 ・決算日の時価によって企業の利益が大きく変わるのは問題であり、かえって投資家に誤解を与える。 ・「時価」評価といっても、実際にそれらの株式がすべて市場に放出されれば、「時価」で売れるとは限らない（田中 弘 [2003]）。
<p>企業行動に与えた影響</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・含み益経営の見直し。 ・保有株の売却加速による株式持合いの解消促進。 <ul style="list-style-type: none"> －銀行等は、持合い株等の保有株売却に伴い、多額の売却損益を計上した。 －時価会計導入に後押しされた企業の保有株売却が株価低迷の一因となった。また、株価低迷と低金利により、生保の逆ざや問題等が話題となった。 －薄井・須田 [2004] によると、有価証券の時価評価の影響が大きい企業の経営者ほど持合い株式を売却する傾向が強く、持合い株放出率と企業業績の間に有意な正の相関関係がある。 －株式持合いの解消は、企業系列の崩壊、企業の銀行離れ、メインバンク制の弱体化、間接金融から直接金融へのシフト等を促進したとの見方もある（徳前 [2003]）。 ・有価証券の時価評価による当期損益のボラティリティの高まりにより、企業は財務上の特約を回避するようになった。 <ul style="list-style-type: none"> －須田・首藤 [2004] によると、時価評価の公開草案公表（1998 年）以降、財務上の特約は減少し、また時価評価適用の影響が大きい企業ほど財務上の特約を回避する傾向がある。
<p>市場による企業の価値評価への影響</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・有価証券の時価会計は、市場による企業価値の評価に大きな影響を与えていない。 <ul style="list-style-type: none"> －星野・林 [2002] の実証結果において、上記の結論が支持されている。これは、時価情報が開示される前から、市場はこれらの情報を織り込んでいたことを示唆している。
<p>国際会計基準・米国会計基準との整合性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保有目的に応じた会計処理を定めるなど、日本基準は国際会計基準や米国会計基準（IAS 39 号、SFAS 133 号）と大きな差異はない。もっとも、「その他有価証券」の評価損益について、日本は「純資産」の部に、国際会計基準や米国会計基準は「その他包括利益」に計上するなどの若干の違いは残されている。

〈固定資産の減損会計〉

- 基準公表：2002年8月（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」）
- 適用開始：2006年3月期（2004年3月期から任意適用）

従来の会計基準の問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の取得原価または償却原価では、固定資産価格の下落による含み損が財務諸表上、認識されなかった。 －バブル崩壊後の不動産価格等の下落を受けて、問題が深刻化した。 ・減損処理の仕組みがなかったため、ビッグ・バス会計による経営実態から乖離した業績のV字回復の演出が容易。 ・国際会計基準や米国会計基準では、減損会計基準があった（IAS 36号、SFAS 121号）。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産の収益性が低下して投資額の回収が見込めなくなった場合、当該資産の帳簿価額にその価値の下落を反映させる。具体的には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回った場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額と使用価値のいずれかの高いほう）まで減額。 －減損会計は、「取得原価基準のもとで行われる帳簿価額の臨時的な減額」とされた。
導入趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・損失の早期認識と利益操作の防止。
導入時の批判	<ul style="list-style-type: none"> ・保有資産に多額の含み損を抱えるとみられるゼネコン、不動産、商社、流通のバブル4業種の業績を圧迫する。 －例えば、雑誌『東洋経済』の2001年2月10日号では、「減損会計の導入で建設業界は、再び破綻ラッシュに見舞われることも考えられる」等が指摘されていた。 －このような懸念から、減損会計は導入時期が2年延期された。他方、2003年の日経 QUICK 調査によると、投資家は減損会計等の会計ビッグバンに好意的であり、減損会計等の会計ビッグバンの先送りに対して投資家の7割以上が反対であった。 ・「割引前将来キャッシュ・フロー総額」や「回収可能価額」「割引率」等の見積りや、資産のグループ化に恣意性が加わる可能性が高い。 ・「基準」や「適用指針案」があいまいで、対応をめぐって現場が戸惑っている。 －2003年10月11日付の日本経済新聞は、企業会計基準委員会の指針案が業種による特殊性にほとんど触れていないため、「土地の扱いは業種や商習慣によって異なるのに、細目が分からないため（「公正な評価額」の算出をめぐって）混乱を招いている」との声や、「適用基準があいまいで会計士の裁量が大きくなる」との懸念が聞かれると報道した。
企業行動に与えた影響	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の不採算事業や含み損不動産の整理を促進。 －平松・柴 [2004] や徳前 [2006] のアンケート調査によると、多くの企業がこのように回答した。 －伊藤 [2006] によると、企業から土地が放出され、不動産市場が活性化し、マンション建設ラッシュ、駐車場ビジネスの活況化等につながった。 －なお、自己資本比率でみた財務健全性の高い企業ほど、損失が多く計上される測定方法を選択するという実証結果が報告されている（川島 [2006]）。
市場による企業の価値評価への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・市場の情報の非対称性や市場の流動性を改善。 －音川 [2004] は、減損導入に先立ち、2000年3月期決算で減損処理を自発的に行った企業ほど、株価のビッド・アスク・スプレッドが縮小したことを示し、減損処理の導入が上記の結果につながったとの解釈を示している。

〈固定資産の減損会計〉（続き）

<p>国際会計基準・米国会計基準との整合性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国際会計基準（IAS 36号）、米国会計基準（FAS 144号）、日本基準のいずれも大枠は同じであるものの、①減損認識の判定、②損失額の計算、③減損損失の戻入れの可否等の点で異なっている。国際会計基準は、①「帳簿価額 > 回収可能価額」のときに減損を認識し、②「帳簿価額 - 回収可能価額」を減損損失として処理、③その後「帳簿価額 < 回収可能価額」となれば、一定範囲内で減損損失を戻し入れる。また、米国会計基準は、①「帳簿価額 > 割引前将来キャッシュ・フロー」のときに減損を認識し、②「帳簿価額 - 公正価値」を減損損失として処理、③減損損失の戻入れは行わない。これに対し、日本基準は、①「帳簿価額 > 割引前将来キャッシュ・フロー」のときに減損を認識し、②「帳簿価額 - 回収可能価額」を減損損失として処理、③減損損失の戻入れは行わない。
---------------------------	---

〈税効果会計〉

- 基準公表：1998年10月（「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」）
- 適用開始：2000年3月期

<p>従来の会計基準の問題点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・税務上の課税所得計算方法によって財務会計上の税引後当期純利益が左右され、企業の業績が適切に開示されなかった。 ・国際会計基準や米国会計基準では、税効果会計の適用が原則（FASB 109号、IAS改訂12号）であったのに対して、日本では連結財務諸表における選択的適用に過ぎなかった。
<p>主な内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企業会計上の収益・費用と課税所得計算上の益金・損金との認識時点が異なる場合に、法人税等の金額を会計期間をまたいで再配分し、税引前当期利益と法人税等の金額を合理的に対応させる。
<p>導入趣旨</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税等の適切な期間配分による利益と税金費用との合理的な対応。
<p>導入時の批判</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の課税所得の見積りや当期の繰延税金資産の増減内訳等の情報についての開示が不十分なため、繰延税金資産の計上額の適正性に関する評価が困難。
<p>企業行動に与えた影響</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業績不振企業による繰延税金資産の過大計上。 <ul style="list-style-type: none"> －ノ宮 [2005] によると、企業は経営が悪化すると繰延税金資産を多額に計上する傾向にある。 －須田 [2004b] では、不良資産を多額に抱えている銀行ほど、また自己資本比率規制に抵触しそうな銀行ほど、将来収益に比べて多額の繰延税金資産を計上するとの実証結果が得られている。 －新美 [2007] は、電機産業に属する企業を対象とした実証分析で、税効果を利用した利益操作が存在することを確認している。 －『日経ビジネス』の2007年6月18日号では、将来収益見通しの大幅な下方修正の結果、繰延税金資産の取崩しと赤字決算を余儀なくされた事例として、日本航空の2007年3月期決算を挙げ、会計における見積りの重要性が増してきていることが指摘されている。 ・タックス・プランニングの重要性を再認識させ、経営者に税金も企業経営上のコストや利益であるとの認識を深めさせた（徳前 [2003]）。

〈税効果会計〉（続き）

<p>市場による企業の価値評価への影響</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の価値評価に利用された。 <ul style="list-style-type: none"> －須田 [2004] では、2001 年には自己資本比率が低い銀行が繰延税金資産を計上するほど、株価が下落するとの実証結果が得られている。 －音川・乙政 [2004] は、銀行の株価が税効果会計の基準公表日において有意に上昇したとの実証結果を示し、税効果会計の導入が銀行の自己資本比率規制の回避にとってプラスに働くとの見方が株式市場にあったとの解釈を示している。 －薄井 [2006] では、繰延税金資産は、税効果の実現する時期が1年以内の場合のみ株価説明力を持ち、1年超の長期繰延税金資産は株価説明力をもたないとの実証結果が得られている。
<p>国際会計基準・米国会計基準との整合性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本基準は、米国会計基準（SFAS 109号）、国際会計基準（改訂IAS 12号）と細かな差異はあるものの、大きな差異は解消されている。 <ul style="list-style-type: none"> －ちなみに自己資本比率規制との関係では、2000年代前半に邦銀が多額の繰延税金資産を計上した際に、自己資本のうち基本的項目（Tier1）に占める繰延税金資産に上限が設けられていなかったことが問題とされた。この点、米国ではTier1の10%または課税所得の1年分のいずれか小さいほうという上限があった。日本でも、2006年3月期はTier1の40%、2007年3月期は30%、2008年3月期以降は20%という上限が主要行を対象に設けられ、実質的な差異はなくなった。なお、日本では無税償却の割合が限定的で繰延税金資産が発生しやすいという米国との税制上の違いを踏まえて、最終的な上限はTier1の20%とされた。

〈退職給付会計〉

- 基準公表：1998年6月（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」）
- 適用開始：2002年3月期（2001年3月期から原則適用）

<p>従来の会計基準の問題点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・退職一時金（税法の損金算入限度額内でオンバランス処理）と企業年金（年金費用として処理）で別々の会計処理が行われていたため、企業間比較が困難。 ・退職給付債務の総額を把握できず、簿外負債が存在。 ・国際会計基準（IAS 19号）や米国会計基準（FAS 87号）では、退職給付債務の積立不足のオンバランス化が義務づけられていた。
<p>主な内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員に将来支給する退職一時金および年金給付債務の現在価値から、積み立てられている年金資産を控除した額を、「退職給付引当金」として負債に計上。
<p>導入趣旨</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・退職一時金と企業年金の会計処理を一本化し、企業間比較を容易化。 ・退職給付債務の積立不足のオンバランス化を義務づける。
<p>導入時の批判</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不確定債務の認識を要求することで、不必要に経営を圧迫する。 ・退職給付債務の算定において多くの見積りが必要とされるため、利益操作の余地が大きい。
<p>企業行動に与えた影響</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・確定拠出型年金制度を採用すると退職給付債務を計上しなくてよいため、確定給付型年金制度から確定拠出型年金制度に移行する企業が増加。他方で、年金資産の増額を企図し、退職給付信託を設定する会社が急増。また、運用環境の悪化による追加負担を回避するため、企業による厚生年金の代行返上が頻発。 ・退職給付の積立不足解消のため、給付額減額や雇用形態変更（解雇・出向等）が行われ、個人所得・雇用環境が悪化。 <ul style="list-style-type: none"> －なお、乙政・音川 [2004] によると、研究開発投資に対する意欲が旺盛な企業は、研究資金の確保や業績悪化の回避のために退職給付債務の処理を遅らせる傾向がみられたが、退職給付会計の導入が研究開発費を減少させる方向に働いていることは確認できなかった。

〈退職給付会計〉（続き）

市場による企業の価値評価への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・企業価値評価への影響に関する実証研究の結果は分かっている。 －星野・林 [2002] によると、退職給付債務の積立不足額は、すでに証券市場での企業価値評価に織り込まれており、新基準への移行による大きな影響はなかった。 －岩田・松森 [2003] によると、化学セクターの株価に関しては退職給付債務を織り込んだほうが、説明力が高まった。
国際会計基準・米国会計基準との整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・米国会計基準（FAS 87号）や国際会計基準（IAS 19号）では、数理計算上の差異の認識に当たり「回廊アプローチ」を採用しているが、日本基準では「重要性基準」が採用されている。 ・米国会計基準では、数理計算上の差異を「その他包括利益」に計上するが、日本基準では計上しない。 ・国際会計基準では、過去勤務債務の確定部分については即時認識されるが、日本基準では即時認識の義務づけはない。 ・日本基準では、退職給付債務の算出方法等に関する注記が少ない。

〈キャッシュ・フロー計算書〉

- 基準公表：1998年3月（「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」）
- 適用開始：2000年3月期

従来の会計基準の問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の資金収支表では「資金」の範囲を幅広く定めていたため、企業の資金管理活動の実態がわかりにくく、経営者の恣意が介在する余地があった。 ・発生主義会計のもとで算出される損益と資金繰りとの間に大きな差が生じるケースがみられた。 ・米国会計基準（SFAS 95号）、国際会計基準（改訂IAS 7号）等では、キャッシュ・フロー計算書が導入されていたが、日本では導入されていなかった。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・企業活動に伴う資金の流れ（キャッシュ・フロー）を営業、財務、投資の3つに区分して表示。 ・直接法と間接法の選択的適用を認容。
導入趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・資金繰り情報の改善。 ・発生主義会計では提供されない情報の補完。
導入時の批判	<ul style="list-style-type: none"> ・直接法と間接法の選択的適用を認めているが、間接法に対しては、既存の財務諸表から投資家自身が作成できるためコストをかけて開示する必要性を疑問視する声があり、直接法に対しても作成コストが大きいとの批判があった。
企業行動に与えた影響	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュ・フロー重視の経営に対する意識を高め、将来キャッシュ・フローを生まないB/S項目の処分を促したとの見方もある（徳前 [2003]）。 ・投資の効率性・収益性が厳しく問われることになり、支払利息削減のための借入金返済や収益性の低い資産の売却を促進する有力な背景になったとの指摘もある（浅見 [2004]）。
市場による企業の価値評価への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・特に企業の業績悪化時における企業実態の把握を容易化。 －例えば、井上達男 [2005] によると、通常の企業については、発生主義に基づく当期利益の株価説明力はある一方で、営業キャッシュ・フローの株価説明力は検出されないのに対して、財務悪化企業については、営業キャッシュ・フローのほうが当期利益よりも株価説明力が高いとの実証結果が得られている。 ・会計方針等の違いにより企業ごとに算出方法が異なる利益に比べ、キャッシュ・フロー計算書は、現金および現金同等物の増減という客観的事実に基づいて作成されるため、企業間比較が行いやすい。

〈キャッシュ・フロー計算書〉(続き)

国際会計基準・米国会計基準との整合性	・日本基準は、米国会計基準 (SFAS 95 号)、国際会計基準 (改訂 IAS 7 号) と細かな差異はあるものの、概ね同様の内容。
--------------------	---

〈企業結合会計〉

- 基準公表：2003 年 10 月 (「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」)
- 適用開始：2007 年 3 月期

従来の会計基準の問題点	・企業結合に関する体系的な会計基準が存在しなかったため、会計処理がまちまちで比較可能性が確保されていなかった。 - 商法の規定内でさまざまな実務 (パーチェス法、持分プーリング法や両者の折衷) が行われていた。
主な内容	・企業再編に係る会計基準を明確化。 ・企業結合におけるパーチェス法の原則適用、例外的に持分プーリング法を認める。 ・のれんの償却を義務づけ。
導入趣旨	・企業結合に関する会計基準の整備。
導入時の批判	・不透明な処理として国際的に批判の強い持分プーリング法を認めており、持分プーリング法の悪用を助長するのではないか。 ・のれんの会計処理として国際会計基準・米国会計基準では減損処理が適用されている (IFRS 3 号、SFAS 142 号) なか、減価償却を義務づけることによってコンバージェンスに後ろ向きとの印象を与えかねない。
企業行動に与えた影響	・パーチェス法と持分プーリング法の選択的適用を認めたが、持分プーリング法を利用する企業はごく少数にとどまっている。 - 企業会計基準委員会 [2007] によると、2006 年 4 月 1 日から 2007 年 7 月 2 日までに提出された有価証券報告書・半期報告書を対象として調査したところ、パーチェス法の適用事例は 113 件あったのに対し、持分プーリング法の適用はわずか 3 件であった。 ・のれんの償却は、急伸する株価をテコにした M & A で急速な成長を遂げてきた新興企業の経営戦略に大きな影響を与えたとの指摘がある。 - 従来は明確な基準がなかったため、多くの新興企業がのれんは一括で特別損失に計上し、減損に近い会計処理をしてきた。このため、最終損益は大幅な赤字でも、M & A による一過性の損失が原因と説明し、あくまで営業損益の伸びを市場にアピールすることで株価を高めてきた (『日経ビジネス』2007 年 11 月 26 日号)。
市場による企業の価値評価への影響	—
国際会計基準・米国会計基準との整合性	・国際会計基準・米国会計基準では、すべての企業結合をパーチェス法で処理する (IFRS 3 号、SFAS 141 号) のに対して、日本基準ではパーチェス法に加えて、持分プーリング法の適用も認めている。 - ただし、企業会計基準委員会ではプーリング法廃止を盛り込んだ新基準を 2008 年中に作成するとしている。 ・のれんについては、国際会計基準・米国会計基準では減損処理が行われる (IFRS 3 号、SFAS 142 号) が、日本基準では 20 年以内の規則的な償却を原則として、減損処理は例外的な扱いとなっている。

参考文献

- 浅見康弘、「会計基準の変更と構造改革」、PRI Discussion Paper No. 04A-25、財務省財務総合政策研究所、2004年
- 池尾和人、「市場型金融への転換に向けた金融システム再生の出発点—自由化・規制緩和に対し遅れた制度的基盤整備」、『金融財政事情』10月30日号、金融財政事情研究会、2006年
- 石川純治、『変わる社会、変わる会計』、日本評論社、2006年
- 一ノ宮士郎、「税効果会計と利益操作—倒産企業における実証分析」、『経済経営研究』Vol. 25、No. 6、日本政策投資銀行設備投資研究所、2005年
- 伊藤邦雄、「ビッグバンの理念と市場インフラ」、伊藤邦雄・上村達男編著『金融ビッグバン会計と法—会計・商法・証券取引法・税制等の方向』、中央経済社、1998年
- 、『ゼミナール現代会計入門（第6版）』、日本経済新聞出版社、2006年
- ・中條祐介、『連結会計とグループ経営』、中央経済社、2004年
- 井上達男、「財務悪化企業におけるキャッシュ・フロー情報の優位性」、『会計』第167巻第4号、森山書店、2005年
- 井上俊剛、「改正公認会計士法の解説（上）（下）」、『商事法務』No. 1668～1669、商事法務研究会、2003年
- 今福愛志、「企業統治の会計学への視座—『エンティティとしての企業』の会計の意義」、『企業会計』Vol. 59、No. 12、中央経済社、2007年
- 岩田豊一郎・松森宏文、「退職給付債務問題の再考」、大和総研、2003年
- 薄井 彰、「繰延税金資産の価格関連性」、日本会計研究学会課題研究委員会最終報告書「会計制度の設計に関する実証研究」、2006年
- ・須田一幸、「新会計基準の設定と株式持ち合い」、須田一幸編著『会計制度改革の実証分析』、同文館、2004年
- 遠藤博志、『企業法制改革とこれからの会社経営』、商事法務、2006年
- 大来志郎、「公認会計士法等の一部を改正する法律の概要」、『商事法務』No. 1806、商事法務研究会、2007年
- 太田康広、「会計基準間の競争とコンバージェンス」、『企業会計』Vol. 59、No. 3、中央経済社、2007年
- 大西又裕、「企業会計・ディスクロージャーと税制等の将来像について（展望と課題）—企業会計と税制等の将来像に関する研究会から—」、金融研究研修センター研究会報告書「企業会計・ディスクロージャーと税制等の将来像について（展望と課題）」、金融庁、2006年
- 音川和久、「会計基準変更とビッド・アスク・スプレッド」、須田一幸編『会計制度改革の実証分析』、同文館、2004年
- 、「特別損失が会計情報の有用性に与える影響—利益の持続性の分析—」、日本会計研究学会課題研究委員会中間報告書「会計制度の設計に関する実証研究」、2005年

- ・乙政正太、「新会計基準の公表と株価変動」、須田一幸編著『会計制度改革の実証分析』、同文館、2004年
- 乙政正太・音川和久、「退職給付会計基準と研究開発投資」、須田一幸編著『会計制度改革の実証分析』、同文館、2004年
- 大日方 隆、「会計情報の質的特性」、斎藤静樹編著『詳解「討議資料財務会計の概念フレームワーク」』、中央経済社、2005年
- 栂田龍三・由井敏範、『現代会計学と会計ビッグバン』、森山書店、2007年
- 川島健司、「減損会計の測定をめぐる実証分析」、『會計』第169巻第5号、森山書店、2006年
- 川村義則、「会計基準をめぐる最近の環境変化と企業会計制度」、金融研究研修センター研究会報告書「企業会計・ディスクロージャーと税制等の将来像について（展望と課題）」、金融庁、2006年
- 神田秀樹、「会計基準と会社法—現状と展望」、『企業会計』Vol. 59、No. 3、中央経済社、2007年
- 企業会計基準委員会、「企業結合会計に関する調査報告要旨」、2007年
- 金融庁、「金融・資本市場競争力強化プラン」、2007年
- クー、リチャード、『日本経済 生か死かの選択』、徳間書店、2001年
- 経済財政諮問会議グローバル化改革専門調査会金融・資本市場ワーキンググループ、「第一次報告：真に競争力のある金融・資本市場の確立に向けて」、2007年
- 経済産業省企業会計研究会、「企業会計研究会中間報告書」、2005年
- 小宮山 賢、「時価会計の導入と監査実務上の諸問題」、『會計』第159巻第2号、森山書店、2001年
- 、「企業情報の開示と監査の厳格化」、『會計』第169巻第3号、森山書店、2006年
- 小本恵照、「グループ連結経営の進展とその促進要因に関する実証分析」、『ニッセイ基礎研究所報』No. 29、ニッセイ基礎研究所、2003年
- 斎藤静樹、「討議資料の意義と特質」、斎藤静樹編著『詳解「討議資料財務会計の概念フレームワーク」』、中央経済社、2005年
- 、「コンバージェンスの意義とIFRSへの役割期待」、『企業会計』Vol. 59、No. 8、中央経済社、2007年
- 、「コンバージェンスの未解決論点—海外の学界論調から」、『企業会計』Vol. 60、No. 1、中央経済社、2008年
- 坂本道美、「国際会計基準の金融商品プロジェクトの概要」、『企業会計』Vol. 49、No. 7、中央経済社、1997年
- 鈴木一水、「税法規定と財務会計における諸問題」、日本会計研究学会課題研究委員会中間報告書「会計制度の設計に関する実証研究」、2005年
- 、「法人税法の改正と会計制度」、日本会計研究学会課題研究委員会最終報告書「会計制度の設計に関する実証研究」、2006年
- 鈴木直行、「会計情報の提供プロセスにおける経営者の裁量の意義と問題点」、『金融研究』第22巻第1号、日本銀行金融研究所、2003年

- 須田一幸（編著）、『会計制度改革の実証分析』、同文館、2004年 a
 ——、「税効果会計基準と銀行の自己資本比率規制」、須田一幸編著『会計制度改革の実証分析』、同文館、2004年 b
 ——・首藤昭信、「時価評価基準と社債契約」、須田一幸編著『会計制度改革の実証分析』、同文館、2004年
- 高木美満子、「法人税法における有価証券の時価評価—その理論的根拠と拡大可能性—」、『税大論叢』第51号、税務大学校、2006年
- 多賀谷 充、「会計基準の国際的収斂に関する動向と制度上の課題」、『産業経理』Vol. 66、No. 3、産業経理協会、2006年
- 田澤宗裕・山形武裕・國村道雄、「会計ビッグバン期における利益情報の変容と株価関連性」、『會計』第172巻第1号、森山書店、2007年
- 田中建二、「押し寄せる時価会計の波」、伊藤邦雄・上村達男編著『金融ビッグバン 会計と法—会計・商法・証券取引法・税制等の方向』、中央経済社、1998年
 ——、『金融商品会計』、新世社、2007年
- 田中 弘、『時価会計不況』、新潮社、2003年
- 徳前元信、「日本の会計規則の変容」、小栗崇資・熊谷重勝・陣内良昭・村井秀樹編『国際会計基準を考える—変わる会計と経済』、大月書店、2003年
 ——、「減損会計に関するアンケート調査—適用の影響と事前対応—」、『産業経理』Vol. 65、No. 4、産業経理協会、2006年
- 中里 実、「租税会計の向かうべき方向」、『税研』第15巻第90号、日本税務研究センター、2000年
- 中村宣一郎、「会計制度改革の基調」、『企業会計』Vol. 55、No. 11、中央経済社、2003年
- 新美一正、「税効果会計とアーニングス・マネジメント—繰延税金資産への評価性引当額計上をめぐる—」、『Business & Economic Review』10月号、日本総研、2007年
- 日本公認会計士協会、「企業会計制度の再構築—21世紀に向けて—」、1998年
- 原 省三、「法人税法と商法、企業会計の相互関係と今後調整すべき課題について」、『税大論叢』第51号、税務大学校、2006年
- 平松一夫・柴 健次（編著）、『会計制度改革と企業行動』、中央経済社、2004年
 ——・徳賀芳弘（編著）、『会計基準の国際的統一—国際会計基準への各国の対応』、中央経済社、2005年
- 藤井秀樹、『制度変化の会計学—会計基準のコンバージェンスを見すえて』、中央経済社、2007年
- 藤原美喜子、「読み誤った時価会計の導入時期」、『週刊エコノミスト』4月22日号、毎日新聞社、2003年
- 星野靖雄・林 健二、「株式時価総額への有価証券と退職給付債務の影響」、『東京家政学院筑波女子大学紀要』第6集、東京家政学院筑波女子大学、2002年
- 町田祥弘、『内部統制の知識』、日本経済新聞出版社、2007年

- 松村勝弘・徳能常弘、「連結財務諸表中心へのディスクロージャー制度改定の問題点」、『立命館経営学』第42巻第2号、立命館大学、2003年
- 向 伊知郎、「連結財務情報の有用性」、『会計』第170巻第3号、森山書店、2006年
- 持永勇一、「企業の経営行動からみた会計及び税制のポイント」、金融研究研修センター研究会報告書「企業会計・ディスクロージャーと税制等の将来像について（展望と課題）」、金融庁、2006年
- 弥永真生、「企業活動の国際化とトライアングル体制」、金融研究研修センター研究会報告書「企業会計・ディスクロージャーと税制等の将来像について（展望と課題）」、金融庁、2006年
- 柳川範之・池尾和人・川本裕子・斎藤静樹・宍戸善一、「市場経済のインフラストラクチャー」、市村英彦・伊藤秀史・小川一夫・二神孝一編『現代経済学の潮流 2007』、東洋経済新報社、2007年
- 山浦久司、「『実施基準』の構成と意図」、『企業会計』Vol. 54、No. 5、中央経済社、2002年
- 山田辰己、「IASBのコンバージェンスに向けた活動について」、『税経通信』Vol. 62、No. 14、税務経理協会、2007年
- Ball, R., “International Financial Reporting Standards (IFRS): pros and cons for investors,” *Accounting and Business Research*, Special Issue, The Institute for Chartered Accountants in England and Wales, 2006.
- Sunder, S., “Regulatory Competition among Accounting Standards within and across International Boundaries,” *Journal of Accounting and Public Policy*, 21 (3), Elsevier, 2002.